

○ 探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく処分基準

(赤文字及び下線部分は改正部分)

改正後	改正前	備考																																
<p style="text-align: center;">処 分 基 準</p> <p style="text-align: right; color: red;">令和 年 月 日作成</p> <table border="1" data-bbox="192 363 904 1361"> <tr> <td>法 令 名</td> <td>: 探偵業の業務の適正化に関する法律（9-1）</td> </tr> <tr> <td>根 拠 条 項</td> <td>: 第14条</td> </tr> <tr> <td>処 分 の 概 要</td> <td>: 探偵業者に対する指示</td> </tr> <tr> <td>原 権 者（委任先）</td> <td>: 千葉県公安委員会</td> </tr> <tr> <td>法 令 の 定 め</td> <td>:</td> </tr> <tr> <td>処 分 基 準</td> <td>: 別紙「探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく指示及び営業停止命令の基準」とおり。 なお、処分の公表を別添「探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく処分の公表基準」とおり行うものとする。</td> </tr> <tr> <td>問 い 合 わ せ 先</td> <td>: 生活安全部風俗保安課警備係（電話 043-201-0110）</td> </tr> <tr> <td>備 考</td> <td></td> </tr> </table>	法 令 名	: 探偵業の業務の適正化に関する法律（9-1）	根 拠 条 項	: 第14条	処 分 の 概 要	: 探偵業者に対する指示	原 権 者（委任先）	: 千葉県公安委員会	法 令 の 定 め	:	処 分 基 準	: 別紙「探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく指示及び営業停止命令の基準」とおり。 なお、処分の公表を別添「探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく処分の公表基準」とおり行うものとする。	問 い 合 わ せ 先	: 生活安全部風俗保安課警備係（電話 043-201-0110）	備 考		<p style="text-align: center;">処 分 基 準</p> <p style="text-align: right; color: red;">平成29年10月11日作成</p> <table border="1" data-bbox="1039 363 1751 1361"> <tr> <td>法 令 名</td> <td>: 探偵業の業務の適正化に関する法律（9-1）</td> </tr> <tr> <td>根 拠 条 項</td> <td>: 第14条</td> </tr> <tr> <td>処 分 の 概 要</td> <td>: 探偵業者に対する指示</td> </tr> <tr> <td>原 権 者（委任先）</td> <td>: 千葉県公安委員会</td> </tr> <tr> <td>法 令 の 定 め</td> <td>:</td> </tr> <tr> <td>処 分 基 準</td> <td>: 別紙「探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく指示及び営業停止命令の基準」とおり。 なお、処分の公表を別添「探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく処分の公表基準」とおり行うものとする。</td> </tr> <tr> <td>問 い 合 わ せ 先</td> <td>: 生活安全部風俗保安課警備係（電話 043-201-0110）</td> </tr> <tr> <td>備 考</td> <td></td> </tr> </table>	法 令 名	: 探偵業の業務の適正化に関する法律（9-1）	根 拠 条 項	: 第14条	処 分 の 概 要	: 探偵業者に対する指示	原 権 者（委任先）	: 千葉県公安委員会	法 令 の 定 め	:	処 分 基 準	: 別紙「探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく指示及び営業停止命令の基準」とおり。 なお、処分の公表を別添「探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく処分の公表基準」とおり行うものとする。	問 い 合 わ せ 先	: 生活安全部風俗保安課警備係（電話 043-201-0110）	備 考		
法 令 名	: 探偵業の業務の適正化に関する法律（9-1）																																	
根 拠 条 項	: 第14条																																	
処 分 の 概 要	: 探偵業者に対する指示																																	
原 権 者（委任先）	: 千葉県公安委員会																																	
法 令 の 定 め	:																																	
処 分 基 準	: 別紙「探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく指示及び営業停止命令の基準」とおり。 なお、処分の公表を別添「探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく処分の公表基準」とおり行うものとする。																																	
問 い 合 わ せ 先	: 生活安全部風俗保安課警備係（電話 043-201-0110）																																	
備 考																																		
法 令 名	: 探偵業の業務の適正化に関する法律（9-1）																																	
根 拠 条 項	: 第14条																																	
処 分 の 概 要	: 探偵業者に対する指示																																	
原 権 者（委任先）	: 千葉県公安委員会																																	
法 令 の 定 め	:																																	
処 分 基 準	: 別紙「探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく指示及び営業停止命令の基準」とおり。 なお、処分の公表を別添「探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく処分の公表基準」とおり行うものとする。																																	
問 い 合 わ せ 先	: 生活安全部風俗保安課警備係（電話 043-201-0110）																																	
備 考																																		

処 分 基 準

令和 年 月 日作成

法 令 名	: 探偵業の業務の適正化に関する法律（9-2）
根 拠 条 項	: 第15条第1項
処 分 の 概 要	: 探偵業の停止命令
原 権 者（委任先）	: 千葉県公安委員会
法 令 の 定 め	:
処 分 基 準	: 別紙「探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく指示及び営業停止命令の基準」のとおり。 なお、処分の公表を別添「探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく処分の公表基準」のとおり行うものとする。
問 い 合 わ せ 先	: 生活安全部風俗保安課警備係（電話 043-201-0110）
備 考	

処 分 基 準

平成29年10月11日作成

法 令 名	: 探偵業の業務の適正化に関する法律（9-2）
根 拠 条 項	: 第15条第1項
処 分 の 概 要	: 探偵業の停止命令
原 権 者（委任先）	: 千葉県公安委員会
法 令 の 定 め	:
処 分 基 準	: 別紙「探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく指示及び営業停止命令の基準」のとおり。 なお、処分の公表を別添「探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく処分の公表基準」のとおり行うものとする。
問 い 合 わ せ 先	: 生活安全部風俗保安課警備係（電話 043-201-0110）
備 考	

処 分 基 準

令和 年 月 日作成

法 令 名	: 探偵業の業務の適正化に関する法律（9-3）
根 拠 条 項	: 第15条第2項
処 分 の 概 要	: 探偵業の廃止命令
原 権 者（委任先）	: 千葉県公安委員会
法 令 の 定 め	: 探偵業の業務の適正化に関する法律第3条（欠格事由）
処 分 基 準	<p>法第3条各号のいずれかに該当する者が探偵業を営んでいる場合（法第4条第1項の規定による届出をしないで探偵業を営んでいる者にあつては、その営業が探偵業に当たることについての認識が全く無く、これがやむを得ないと考えられるような特段の事情があり、かつ、指導、警告に従って営業を廃止することが確実であるときを除く。）には、営業の廃止を命ずることとする。</p> <p>なお、処分の公表を別添「探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく処分の公表基準」とおこなうものとする。</p>
問 い 合 せ 先	: 生活安全部風俗保安課警備係（電話 043-201-0110）
備 考	

処 分 基 準

平成29年10月11日作成

法 令 名	: 探偵業の業務の適正化に関する法律（9-3）
根 拠 条 項	: 第15条第2項
処 分 の 概 要	: 探偵業の廃止命令
原 権 者（委任先）	: 千葉県公安委員会
法 令 の 定 め	: 探偵業の業務の適正化に関する法律第3条（欠格事由）
処 分 基 準	<p>法第3条各号のいずれかに該当する者が探偵業を営んでいる場合（法第4条第1項の規定による届出をしないで探偵業を営んでいる者にあつては、その営業が探偵業に当たることについての認識が全く無く、これがやむを得ないと考えられるような特段の事情があり、かつ、指導、警告に従って営業を廃止することが確実であるときを除く。）には、営業の廃止を命ずることとする。</p> <p>なお、処分の公表を別添「探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく処分の公表基準」とおこなうものとする。</p>
問 い 合 せ 先	: 生活安全部風俗保安課警備係（電話 043-201-0110）
備 考	

別添

探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく処分の公表基準

1 公表の対象となる処分

探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号。以下「法」という。）に基づく処分の公表（以下「公表」という。）は、次に掲げる処分（以下「公表対象処分」という。）について、行うものとする。ただし、指示については、当該被処分者が過去3年以内に指示を受け、又は過去5年以内にその他の処分を受けた場合に限る。

- (1) 指示（法第14条）
- (2) 営業停止命令（法第15条第1項）
- (3) 営業廃止命令（法第15条第2項）

2 公表の方法

(1) 公表対象処分を行った場合は、別記様式により、次に掲げる方法によって、公表を行う。

- ア 千葉県警察本部生活安全部風俗保安課への備付け
- イ 千葉県警察のホームページへの掲載

(2) 他の都道府県公安委員会が営業停止命令を行った被処分者の主たる営業所の所在地が、千葉県内に所在する場合は、千葉県公安委員会は当該処分について公表するものとする。

(3) 千葉県公安委員会は公表対象処分を行った場合、他に公表を行う都道府県公安委員会があるときは、当該都道府県公安委員会に対し、公表内容の写しを送付するものとする。

3 公表の期間

公表の期間は、当該処分が行われた日から起算して3年間とする。

別添

探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく処分の公表基準

1 公表の対象となる処分

探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号。以下「法」という。）に基づく処分の公表（以下「公表」という。）は、次に掲げる処分（以下「公表対象処分」という。）について、行うものとする。ただし、指示については、当該被処分者が過去3年以内に指示を受け、又は過去5年以内にその他の処分を受けた場合に限る。

- (1) 指示（法第14条）
- (2) 営業停止命令（法第15条第1項）
- (3) 営業廃止命令（法第15条第2項）

2 公表の方法

(1) 公表対象処分を行った場合は、別記様式により、次に掲げる方法によって、公表を行う。

- ア 千葉県警察本部風俗保安課への備付け
- イ 千葉県警察のホームページへの掲載

(2) 他の都道府県公安委員会が営業停止命令を行った被処分者の主たる営業所の所在地が、千葉県内に所在する場合は、千葉県公安委員会は当該処分について公表するものとする。

(3) 千葉県公安委員会は公表対象処分を行った場合、他に公表を行う都道府県公安委員会があるときは、当該都道府県公安委員会に対し、公表内容の写しを送付するものとする。

3 公表の期間

公表の期間は、当該処分が行われた日から起算して3年間とする。

部署名追加記載

別記様式

被 処 分 者	届出証明書番号	公安委員会 第 号
	氏名又は名称	
	代表者の氏名	
	主たる営業所の所在地	
	処分に係る営業所等の名称及び所在地 (広告又は宣伝をする場合に使用する名称がある場合は当該名称)	
	処分年月日	年 月 日
	処分内容	
	処分理由・根拠法令	
	処分を行った公安委員会	公安委員会

注1：処分内容欄には、営業廃止命令、営業停止命令、指示の別を記載し、営業停止命令の場合には、併せて停止期間を記載する。

2：処分理由欄には、処分の原因となった行為の概要を簡潔に記載する（例：「探偵業の従業者が、調査対象者に執拗につきまとったもの」等）。

別記様式

被 処 分 者	届出証明書番号	公安委員会 第 号
	氏名又は名称	
	代表者の氏名	
	主たる営業所の所在地	
	処分に係る営業所等の名称及び所在地 (広告又は宣伝をする場合に使用する名称がある場合は当該名称)	
	処分年月日	年 月 日
	処分内容	
	処分理由・根拠法令	
	処分を行った公安委員会	公安委員会

注1：処分内容欄には、認定の取消し、営業廃止命令、営業停止命令、指示の別を記載し、営業停止命令の場合には、併せて停止期間を記載する。

2：処分理由欄には、処分の原因となった行為の概要を簡潔に記載する（例：「探偵業の従業者が、調査対象者に執拗につきまとったもの」等）。

処分内容漏れ修正

改正後	改正前	備考
<p>別紙</p> <p>探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく指示及び営業停止命令の基準</p> <p>第1章 総則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この基準は、探偵業者又は探偵業者の業務に従事する者(以下「探偵業従事者」という。)が行った法令違反行為等に対し千葉県公安委員会(以下「公安委員会」という。)が指示又は営業停止命令を行うための要件等について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 指示 探偵業の業務の適正化に関する法律(平成18年法律第60号。以下「法」という。)第14条の規定に基づき、探偵業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することをいう。</p> <p>(2) 営業停止命令 法第15条第1項の規定に基づき、探偵業者に対し、探偵業の全部又は一部の停止を命ずることをいう。</p> <p>(3) 法令違反行為 法の規定に違反する行為又は探偵業務に関して行われた他の法令の規定に違反する行為をいう。</p> <p>(4) 法令違反行為等 法令違反行為又は指示に違反する行為をいう。</p> <p>(5) 指示対象行為 指示の理由とした法令違反行為をいう。</p> <p>(6) 営業停止命令対象行為 営業停止命令の理由とした法令違反行為等をいう。</p> <p>(7) 営業停止期間 営業停止命令において探偵業者が営業を停止しなければならないこととする期間をいう。</p> <p>(法令違反行為等の分類)</p> <p>第3条 法令違反行為等は、その軽重に応じ、別表第1及び第2に定めるとおり、A、B、C、D、E、F、O及びIに分類するものとする。</p> <p>第2章 指示</p> <p>(指示を行うべき場合)</p>	<p>別紙</p> <p>探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく指示及び営業停止命令の基準</p> <p>第1章 総則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この基準は、探偵業者又は探偵業者の業務に従事する者(以下「探偵業従事者」という。)が行った法令違反行為等に対し千葉県公安委員会(以下「公安委員会」という。)が指示又は営業停止命令を行うための要件等について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 指示 探偵業の業務の適正化に関する法律(平成18年法律第60号。以下「法」という。)第14条の規定に基づき、探偵業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することをいう。</p> <p>(2) 営業停止命令 法第15条第1項の規定に基づき、探偵業者に対し、探偵業の全部又は一部の停止を命ずることをいう。</p> <p>(3) 法令違反行為 法の規定に違反する行為又は探偵業務に関して行われた他の法令の規定に違反する行為をいう。</p> <p>(4) 法令違反行為等 法令違反行為又は指示に違反する行為をいう。</p> <p>(5) 指示対象行為 指示の理由とした法令違反行為をいう。</p> <p>(6) 営業停止命令対象行為 営業停止命令の理由とした法令違反行為等をいう。</p> <p>(7) 営業停止期間 営業停止命令において探偵業者が営業を停止しなければならないこととする期間をいう。</p> <p>(法令違反行為等の分類)</p> <p>第3条 法令違反行為等は、その軽重に応じ、別表第1及び第2に定めるとおり、A、B、C、D、E、F、O及びIに分類するものとする。</p> <p>第2章 指示</p> <p>(指示を行うべき場合)</p>	

第4条 次の各号のいずれかに該当するときは、指示を行うものとする。

- (1) 探偵業者が重大な法令違反行為としてA、B、C、D、E、F又はOに分類されるものを行ったとき。
- (2) 探偵業者がその探偵業従事者に対し指導及び監督その他その探偵業従事者による法令違反行為を防止するために必要な措置を尽くしていなかったことにより、その探偵業従事者が重大な法令違反行為としてA、B、C、D、E、F又はOに分類されるものを行ったとき。
- (3) 探偵業者又はその探偵業従事者が法令違反行為を行った場合であって、次のいずれかに掲げるとき。
 - イ 探偵業者又はその探偵業従事者が当該法令違反行為を行った日前5年以内に当該探偵業者が営業停止命令又は指示を受けたことがあるとき。
 - ロ 探偵業者又はその探偵業従事者が当該法令違反行為を行った日前3年以内に、当該探偵業者が法令違反行為等を行ったこと又は当該探偵業者の探偵業従事者（当該法令違反行為を行った探偵業従事者以外の探偵業従事者を含む。）若しくは探偵業従事者であった者が当該探偵業者の業務に関して法令違反行為を行ったことがあるとき。
 - ハ イ又はロに掲げるもののほか、当該法令違反行為の原因となった事由が解消されていないとき、当該法令違反行為により生じた違法状態が残存しているとき、その他探偵業の業務の適正な運営が害されるおそれがあると認められるとき。

第5条 探偵業者又はその探偵業従事者が行った罰則の適用のある法令違反行為について法令の規定により公訴を提起することができないこととされているときは、前条の規定にかかわらず、当該法令違反行為については、指示を行わないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 当該法令違反行為が極めて重大な法令違反行為としてA、B、C、D又はEに分類されるものであるとき。
- (2) 探偵業者若しくはその探偵業従事者により当該法令違反行為と同種若しくは類似の法令違反行為が繰り返し行われ、又は探偵業者の多数の探偵業従事者によって当該法令違反行為と同種若しくは類似の法令違反行為が行われているとき。

第4条 次の各号のいずれかに該当するときは、指示を行うものとする。

- (1) 探偵業者が重大な法令違反行為としてA、B、C、D、E、F又はOに分類されるものを行ったとき。
- (2) 探偵業者がその探偵業従事者に対し指導及び監督その他その探偵業従事者による法令違反行為を防止するために必要な措置を尽くしていなかったことにより、その探偵業従事者が重大な法令違反行為としてA、B、C、D、E、F又はOに分類されるものを行ったとき。
- (3) 探偵業者又はその探偵業従事者が法令違反行為を行った場合であって、次のいずれかに掲げるとき。
 - イ 探偵業者又はその探偵業従事者が当該法令違反行為を行った日前5年以内に当該探偵業者が営業停止命令又は指示を受けたことがあるとき。
 - ロ 探偵業者又はその探偵業従事者が当該法令違反行為を行った日前3年以内に、当該探偵業者が法令違反行為等を行ったこと又は当該探偵業者の探偵業従事者（当該法令違反行為を行った探偵業従事者以外の探偵業従事者を含む。）若しくは探偵業従事者であった者が当該探偵業者の業務に関して法令違反行為を行ったことがあるとき。
 - ハ イ又はロに掲げるもののほか、当該法令違反行為の原因となった事由が解消されていないとき、当該法令違反行為により生じた違法状態が残存しているとき、その他探偵業の業務の適正な運営が害されるおそれがあると認められるとき。

第5条 探偵業者又はその探偵業従事者が行った罰則の適用のある法令違反行為について法令の規定により公訴を提起することができないこととされているときは、前条の規定にかかわらず、当該法令違反行為については、指示を行わないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 当該法令違反行為が極めて重大な法令違反行為としてA、B、C、D又はEに分類されるものであるとき。
- (2) 探偵業者若しくはその探偵業従事者により当該法令違反行為と同種若しくは類似の法令違反行為が繰り返し行われ、又は探偵業者の多数の探偵業従事者によって当該法令違反行為と同種若しくは類似の法令違反行為が行われているとき。

(営業停止命令との関係)

第6条 探偵業者又はその探偵業従事者が行った法令違反行為について次章の規定により営業停止命令をする場合であっても、当該法令違反行為についてこの章の規定により必要な指示を併せて行うことを妨げない。

(指示の個数)

第7条 1個の法令違反行為に対しては、1個の指示を行うものとする。ただし、2個以上の法令違反行為に対して1個の指示を行うこと、及び1個の指示において2個以上の事項を指示することを妨げない。

(指示の内容)

第8条 指示においては、次の各号に掲げる措置をとるべきことを指示するものとする。

- (1) 指示対象行為の原因となった事由を解消するための措置その他の指示対象行為と同種又は類似の法令違反行為が将来において行われることを防止するための措置
- (2) 指示対象行為により生じた違法状態が残存しているときは、当該違法状態を解消するための措置（当該指示対象行為が探偵業者に一定の行為を行うことを義務付ける法の規定に違反したものであるときは、当該一定の行為を行うことに代替する措置を含む。）
- (3) 指示対象行為を行った探偵業従事者を引き続き探偵業者の業務に従事させることにより探偵業の業務の適正な運営が害されるおそれがあると認められるときは、公安委員会が定める一定の期間当該探偵業従事者を探偵業者の業務に従事させない措置
- (4) 前各号に掲げるもののほか、探偵業の業務の適正な運営を確保するために必要な措置
- (5) 前各号に規定する措置が確実にとられたか否かを確認する必要があるときは、当該措置の実施状況について公安委員会に報告する措置

2 前項第1号、第2号又は第4号に規定する措置の内容は、具体的かつ実施可能なものであって、それぞれ指示対象行為と同種又は類似の法令違反行為が将来において行われることを防止し、指示対象行為により生じた違法状態を解消し、又は探偵業の業務の適正な運営を確保するために必要な最小限のものとし

(営業停止命令との関係)

第6条 探偵業者又はその探偵業従事者が行った法令違反行為について次章の規定により営業停止命令をする場合であっても、当該法令違反行為についてこの章の規定により必要な指示を併せて行うことを妨げない。

(指示の個数)

第7条 1個の法令違反行為に対しては、1個の指示を行うものとする。ただし、2個以上の法令違反行為に対して1個の指示を行うこと、及び1個の指示において2個以上の事項を指示することを妨げない。

(指示の内容)

第8条 指示においては、次の各号に掲げる措置をとるべきことを指示するものとする。

- (1) 指示対象行為の原因となった事由を解消するための措置その他の指示対象行為と同種又は類似の法令違反行為が将来において行われることを防止するための措置
- (2) 指示対象行為により生じた違法状態が残存しているときは、当該違法状態を解消するための措置（当該指示対象行為が探偵業者に一定の行為を行うことを義務付ける法の規定に違反したものであるときは、当該一定の行為を行うことに代替する措置を含む。）
- (3) 指示対象行為を行った探偵業従事者を引き続き探偵業者の業務に従事させることにより探偵業の業務の適正な運営が害されるおそれがあると認められるときは、公安委員会が定める一定の期間当該探偵業従事者を探偵業者の業務に従事させない措置
- (4) 前各号に掲げるもののほか、探偵業の業務の適正な運営を確保するために必要な措置
- (5) 前各号に規定する措置が確実にとられたか否かを確認する必要があるときは、当該措置の実施状況について公安委員会に報告する措置

2 前項第1号、第2号又は第4号に規定する措置の内容は、具体的かつ実施可能なものであって、それぞれ指示対象行為と同種又は類似の法令違反行為が将来において行われることを防止し、指示対象行為により生じた違法状態を解消し、又は探偵業の業務の適正な運営を確保するために必要な最小限のものとし

なければならない。

- 3 第1項各号に規定する措置については、指示対象行為の態様、指示対象行為により生じた違法状態の残存の程度等を勘案し、期限を付すことができる。

第3章 営業停止命令

(営業停止命令を行うべき場合)

第9条 探偵業者が指示に違反したときは、営業停止命令を行うものとする。

- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、営業停止命令を行うものとする。

- (1) 探偵業者が極めて重大な法令違反行為としてA、B、C、D又はEに分類されるものを行ったとき。
- (2) 探偵業者がその探偵業従事者に対する指導及び監督その他探偵業従事者による法令違反行為を防止するために必要な措置を尽くしていなかったことにより、その探偵業従事者が極めて重大な法令違反行為としてA、B、C、D又はEに分類されるものを行ったとき。
- (3) 探偵業者が法令違反行為（Iに分類されるものを除く。）を行った場合又は探偵業者がその探偵業従事者に対する指導及び監督その他その探偵業従事者が法令違反行為を行うことを防止するために必要な措置を尽くしていなかったことにより、その探偵業従事者が法令違反行為（Iに分類されるものを除く。）を行った場合であって、次のいずれかに掲げるとき。

イ 探偵業者若しくはその探偵業従事者により当該法令違反行為と同種若しくは類似の法令違反行為が繰り返し行われ、又は探偵業者の多数の探偵業従事者によって当該法令違反行為と同種若しくは類似の法令違反行為が行われているとき（当該法令違反行為がF又はOに分類される罰則の適用のある法令違反行為であって、当該法令違反行為について法令の規定により公訴を提起することができないこととされているときを除く。）。

ロ 探偵業者又はその探偵業従事者が当該法令違反行為を行った日前5年以内に当該探偵業者が営業停止命令を受けたことがあるとき。

ハ 探偵業者又はその探偵業従事者が当該法令違反行為を行

なければならない。

- 3 第1項各号に規定する措置については、指示対象行為の態様、指示対象行為により生じた違法状態の残存の程度等を勘案し、期限を付すことができる。

第3章 営業停止命令

(営業停止命令を行うべき場合)

第9条 探偵業者が指示に違反したときは、営業停止命令を行うものとする。

- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、営業停止命令を行うものとする。

- (1) 探偵業者が極めて重大な法令違反行為としてA、B、C、D又はEに分類されるものを行ったとき。
- (2) 探偵業者がその探偵業従事者に対する指導及び監督その他探偵業従事者による法令違反行為を防止するために必要な措置を尽くしていなかったことにより、その探偵業従事者が極めて重大な法令違反行為としてA、B、C、D又はEに分類されるものを行ったとき。
- (3) 探偵業者が法令違反行為（Iに分類されるものを除く。）を行った場合又は探偵業者がその探偵業従事者に対する指導及び監督その他その探偵業従事者が法令違反行為を行うことを防止するために必要な措置を尽くしていなかったことにより、その探偵業従事者が法令違反行為（Iに分類されるものを除く。）を行った場合であって、次のいずれかに掲げるとき。

イ 探偵業者若しくはその探偵業従事者により当該法令違反行為と同種若しくは類似の法令違反行為が繰り返し行われ、又は探偵業者の多数の探偵業従事者によって当該法令違反行為と同種若しくは類似の法令違反行為が行われているとき（当該法令違反行為がF又はOに分類される罰則の適用のある法令違反行為であって、当該法令違反行為について法令の規定により公訴を提起することができないこととされているときを除く。）。

ロ 探偵業者又はその探偵業従事者が当該法令違反行為を行った日前5年以内に当該探偵業者が営業停止命令を受けたことがあるとき。

ハ 探偵業者又はその探偵業従事者が当該法令違反行為を行

った日前3年以内に当該探偵業者が指示を受けたことがあるとき。

ニ 探偵業者又はその探偵業従事者が当該法令違反行為に関する証拠を隠滅し、偽造し、又は変造しようとしたとき。

ホ イからニまでに掲げるもののほか、探偵業者が引き続き探偵業を行った場合に著しく不適正な探偵業の業務の運営が行われる蓋然性があると認めるとき、その他探偵業の業務の適正な運営が著しく害されるおそれがあると認められるとき。

(営業停止命令の個数)

第10条 1個の法令違反行為等については、1個の営業停止命令を行うものとする。

(基準期間等)

第11条 営業停止期間に係る基準期間、短期及び長期(以下それぞれ「基準期間」、「短期」及び「長期」という。)は、次の各号に掲げる法令違反行為等の分類に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) A 基準期間、短期、長期とも6月とする。
- (2) B 基準期間は4月、短期は2月、長期は6月とする。
- (3) C 基準期間は2月、短期は1月、長期は4月とする。
- (4) D 基準期間は1月、短期は14日、長期は2月とする。
- (5) E 基準期間は14日、短期は7日、長期は1月とする。
- (6) F 基準期間は7日、短期は3日、長期は14日とする。
- (7) O 基準期間は7日、短期は3日、長期は2月とする。

(観念的競合)

第12条 探偵業者若しくはその探偵業従事者が行った1個の行為が2個以上の法令違反行為等に該当するものである場合又は探偵業者若しくはその探偵業従事者が行った法令違反行為等に該当する行為の手段若しくは結果である行為が他の法令違反行為等に該当するものである場合において営業停止命令を行うときは、第10条の規定にかかわらず、1個の営業停止命令を行うものとする。

2 前項に規定するときは、前条の規定にかかわらず、各法令違反行為等について前条の規定により定められた基準期間、短期及び長期のうち最も長いものをそれぞれ基準期間、短期及び長期とする。

った日前3年以内に当該探偵業者が指示を受けたことがあるとき。

ニ 探偵業者又はその探偵業従事者が当該法令違反行為に関する証拠を隠滅し、偽造し、又は変造しようとしたとき。

ホ イからニまでに掲げるもののほか、探偵業者が引き続き探偵業を行った場合に著しく不適正な探偵業の業務の運営が行われる蓋然性があると認めるとき、その他探偵業の業務の適正な運営が著しく害されるおそれがあると認められるとき。

(営業停止命令の個数)

第10条 1個の法令違反行為等については、1個の営業停止命令を行うものとする。

(基準期間等)

第11条 営業停止期間に係る基準期間、短期及び長期(以下それぞれ「基準期間」、「短期」及び「長期」という。)は、次の各号に掲げる法令違反行為等の分類に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) A 基準期間、短期、長期とも6月とする。
- (2) B 基準期間は4月、短期は2月、長期は6月とする。
- (3) C 基準期間は2月、短期は1月、長期は4月とする。
- (4) D 基準期間は1月、短期は14日、長期は2月とする。
- (5) E 基準期間は14日、短期は7日、長期は1月とする。
- (6) F 基準期間は7日、短期は3日、長期は14日とする。
- (7) O 基準期間は7日、短期は3日、長期は2月とする。

(観念的競合)

第12条 探偵業者若しくはその探偵業従事者が行った1個の行為が2個以上の法令違反行為等に該当するものである場合又は探偵業者若しくはその探偵業従事者が行った法令違反行為等に該当する行為の手段若しくは結果である行為が他の法令違反行為等に該当するものである場合において営業停止命令を行うときは、第10条の規定にかかわらず、1個の営業停止命令を行うものとする。

2 前項に規定するときは、前条の規定にかかわらず、各法令違反行為等について前条の規定により定められた基準期間、短期及び長期のうち最も長いものをそれぞれ基準期間、短期及び長期とする。

(営業停止命令の併合)

第13条 法令違反行為等に該当する行為が2個以上行われた場合において営業停止命令を行うときは、第10条の規定にかかわらず、1個の営業停止命令を行うものとする。

2 前項に規定するときは、第11条の規定にかかわらず、各法令違反行為等について同条の規定により定められた基準期間のうち最も長いもの(その最も長いものが1月である場合にあつては、30日)にその2分の1の期間を加算した期間(その期間に1日に満たない端数があるときにあつては、これを切り捨てるものとする。)を基準期間とし、各法令違反行為等について同条の規定により定められた短期のうち最も長いものを短期とし、各法令違反行為等について同条の規定により定められた長期のうち最も長いもの(その最も長いものが1月である場合にあつては、30日)にその2分の1の期間を加算した期間(その期間に1日に満たない端数があるときにあつては、これを切り捨てるものとする。)を長期とする。ただし、その基準期間及び長期は、それぞれ各法令違反行為等について同条の規定により定められた基準期間又は長期を合計した期間及び6月を超えることはできない。

(常習違反加重)

第14条 探偵業者が営業停止命令を受けた日から5年以内に当該探偵業者又はその探偵業従事者が法令違反行為等(極めて重大な法令違反行為等としてA、B、C、D又はEに分類されるものに限る。)を行った場合において営業停止命令を行うときは、第11条の規定にかかわらず、当該法令違反行為等について同条の規定により定められた基準期間、短期及び長期にそれぞれ2を乗じた期間を基準期間、短期及び長期とする。ただし、その基準期間、短期及び長期は、6月を超えることはできない。

(営業停止期間の決定)

第15条 探偵業者に次項又は第3項に規定する事由がないときは、第11条から前条までの規定により定められた基準期間を営業停止期間とする。

2 次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、第11条から前条までの規定により定められた短期を下回らない範囲内において、基準期間より短い期間を営業停止期間とすることができる。

(営業停止命令の併合)

第13条 法令違反行為等に該当する行為が2個以上行われた場合において営業停止命令を行うときは、第10条の規定にかかわらず、1個の営業停止命令を行うものとする。

2 前項に規定するときは、第11条の規定にかかわらず、各法令違反行為等について同条の規定により定められた基準期間のうち最も長いもの(その最も長いものが1月である場合にあつては、30日)にその2分の1の期間を加算した期間(その期間に1日に満たない端数があるときにあつては、これを切り捨てるものとする。)を基準期間とし、各法令違反行為等について同条の規定により定められた短期のうち最も長いものを短期とし、各法令違反行為等について同条の規定により定められた長期のうち最も長いもの(その最も長いものが1月である場合にあつては、30日)にその2分の1の期間を加算した期間(その期間に1日に満たない端数があるときにあつては、これを切り捨てるものとする。)を長期とする。ただし、その基準期間及び長期は、それぞれ各法令違反行為等について同条の規定により定められた基準期間又は長期を合計した期間及び6月を超えることはできない。

(常習違反加重)

第14条 探偵業者が営業停止命令を受けた日から5年以内に当該探偵業者又はその探偵業従事者が法令違反行為等(極めて重大な法令違反行為等としてA、B、C、D又はEに分類されるものに限る。)を行った場合において営業停止命令を行うときは、第11条の規定にかかわらず、当該法令違反行為等について同条の規定により定められた基準期間、短期及び長期にそれぞれ2を乗じた期間を基準期間、短期及び長期とする。ただし、その基準期間、短期及び長期は、6月を超えることはできない。

(営業停止期間の決定)

第15条 探偵業者に次項又は第3項に規定する事由がないときは、第11条から前条までの規定により定められた基準期間を営業停止期間とする。

2 次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、第11条から前条までの規定により定められた短期を下回らない範囲内において、基準期間より短い期間を営業停止期間とすることができる。

- (1) 営業停止命令対象行為により生じた探偵業務の依頼者その他の者（以下「依頼者等」という。）の被害が極めて軽微であること。
 - (2) 探偵業者又はその探偵業従事者が営業停止命令対象行為を行った日前10年以内に当該探偵業者が営業停止命令又は指示を受けたことがないこと。
 - (3) 探偵業者又はその探偵業従事者が営業停止命令対象行為を行った日前5年以内に、当該探偵業者が法令違反行為等を行ったこと及び当該探偵業者の探偵業従事者（当該営業停止命令対象行為である法令違反行為を行った探偵業従事者以外の探偵業従事者を含む。）又は探偵業従事者であった者が当該探偵業者の業務に関して法令違反行為を行ったことがないこと。
 - (4) 探偵業者又はその探偵業従事者が暴行又は脅迫を受けて営業停止命令対象行為を行ったこと。
 - (5) 営業停止命令対象行為をその探偵業従事者が行うことを防止できなかったことについて、探偵業者の過失が極めて軽微であると認められること。
 - (6) 探偵業者が営業停止命令対象行為と同種又は類似の法令違反行為等が将来において行われることを防止するための措置や営業停止命令対象行為により生じた違法状態又は依頼者等の被害を解消し、又は回復するための措置を自主的にとっており、かつ、改悛^{しゅん}の情が著しいこと。
- 3 次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、第11条から前条までの規定により定められた長期を超えない範囲において、基準期間より長い期間を営業停止期間とすることができる。
- (1) 探偵業者の探偵業従事者のうち多数の者が営業停止命令対象行為に関与するなど、営業停止命令対象行為の態様が極めて悪質であること。
 - (2) 法令又は指示に違反した程度が著しく大きいこと。
 - (3) 営業停止命令対象行為により生じた依頼者等の被害が甚大であること。
 - (4) 探偵業者又はその探偵業従事者が営業停止命令対象行為を行った日前5年以内に当該探偵業者が、当該探偵業者又はその探偵業従事者（当該営業停止命令対象行為である法令違反

- (1) 営業停止命令対象行為により生じた探偵業務の依頼者その他の者（以下「依頼者等」という。）の被害が極めて軽微であること。
 - (2) 探偵業者又はその探偵業従事者が営業停止命令対象行為を行った日前10年以内に当該探偵業者が営業停止命令又は指示を受けたことがないこと。
 - (3) 探偵業者又はその探偵業従事者が営業停止命令対象行為を行った日前5年以内に、当該探偵業者が法令違反行為等を行ったこと及び当該探偵業者の探偵業従事者（当該営業停止命令対象行為である法令違反行為を行った探偵業従事者以外の探偵業従事者を含む。）又は探偵業従事者であった者が当該探偵業者の業務に関して法令違反行為を行ったことがないこと。
 - (4) 探偵業者又はその探偵業従事者が暴行又は脅迫を受けて営業停止命令対象行為を行ったこと。
 - (5) 営業停止命令対象行為をその探偵業従事者が行うことを防止できなかったことについて、探偵業者の過失が極めて軽微であると認められること。
 - (6) 探偵業者が営業停止命令対象行為と同種又は類似の法令違反行為等が将来において行われることを防止するための措置や営業停止命令対象行為により生じた違法状態又は依頼者等の被害を解消し、又は回復するための措置を自主的にとっており、かつ、改悛^{しゅん}の情が著しいこと。
- 3 次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、第11条から前条までの規定により定められた長期を超えない範囲において、基準期間より長い期間を営業停止期間とすることができる。
- (1) 探偵業者の探偵業従事者のうち多数の者が営業停止命令対象行為に関与するなど、営業停止命令対象行為の態様が極めて悪質であること。
 - (2) 法令又は指示に違反した程度が著しく大きいこと。
 - (3) 営業停止命令対象行為により生じた依頼者等の被害が甚大であること。
 - (4) 探偵業者又はその探偵業従事者が営業停止命令対象行為を行った日前5年以内に当該探偵業者が、当該探偵業者又はその探偵業従事者（当該営業停止命令対象行為である法令違反

行為を行った探偵業従事者以外の探偵業従事者を含む。)若しくは探偵業従事者であった者が行った当該営業停止命令対象行為と同種又は類似の法令違反行為等を理由として、**指示又は**営業停止命令を受けたことがあること。

- (5) 営業停止命令対象行為をその探偵業従事者が行うことを防止できなかったことについて、探偵業者の過失が極めて重大であると認められること。
- (6) 探偵業者又はその探偵業従事者が営業停止命令対象行為に関する証拠を隠滅し、偽造し、又は変造しようとするなど情状が特に重いこと。
- (7) 探偵業者に改^{しゅん}悛の情が見られないこと。

行為を行った探偵業従事者以外の探偵業従事者を含む。)若しくは探偵業従事者であった者が行った当該営業停止命令対象行為と同種又は類似の法令違反行為等を理由として、営業停止命令**又は指示**を受けたことがあること。

- (5) 営業停止命令対象行為をその探偵業従事者が行うことを防止できなかったことについて、探偵業者の過失が極めて重大であると認められること。
- (6) 探偵業者又はその探偵業従事者が営業停止命令対象行為に関する証拠を隠滅し、偽造し、又は変造しようとするなど情状が特に重いこと。
- (7) 探偵業者に改^{しゅん}悛の情が見られないこと。

表記の訂正

改正後

改正前

備考

別表第1（第3条関係）

法令違反行為等	関係条項	分類
(1) 開始届出書等虚偽記載（欠格事由に係る虚偽記載を除く。）	法第4条第1項、法第19条第1号	I
(2) 変更届出義務違反・変更届出書等虚偽記載（欠格事由に係る変更届出義務違反又は虚偽記載を除く。）	法第4条第2項、法第19条第2号	I
(3) 名義貸し	法第5条、法第18条第2号	A
(4) 探偵業務の実施の原則違反（探偵業者又はその探偵業従事者が法の他の規定に違反し、又は探偵業務に関し他の法令の規定に違反した場合を除く。）	法第6条	E
(5) 書面受理義務違反	法第7条	F
(6) 書面交付義務違反等	法第8条、法第19条第3号	D
(7) 違法な行為のために用いられることを知った上での探偵業務の実施	法第9条第1項	E
(8) 探偵業者以外の者への探偵業務の委託	法第9条第2項	C
(9) 守秘義務違反	法第10条第1項	C
(10) 資料の不正又は不当な利用の防止措置義務違反	法第10条第2項	D
(11) 教育義務違反 イ 違法行為を助長し、又は容認する内容の教育を行った場合 ロ 大部分の従業者が教育を受けていない場合及び教育に必要な体制やマニュアル等が調っていないと認める場合 ハ イ又はロに規定する場合以外の場合	法第11条	D E I
(12) 従業者名簿に係る不整備・虚偽記載	法第12条第1項、法第19条第4号	F
(13) 届出証明書掲示義務違反	法第12条第2項	I
(14) 報告義務違反・立入検査拒否等	法第13条第1項、法第19条第5号	D
(15) 指示処分違反	法第14条、法第18条第3号	B
(16) (1) から (15) までのいずれかに掲げる法令違反行為等（罰則の適用があるものに限る。）を教唆し、若しくは幫助する行為又は当該行為を教唆する行為		当該法令違反行為等に係る分類と同一の分類

別表第1（第3条関係）

法令違反行為等	関係条項	分類
(1) 開始届出書等虚偽記載（欠格事由に係る虚偽記載を除く。）	法第4条第1項、法第19条第1号	I
(2) 変更届出義務違反・変更届出書等虚偽記載（欠格事由に係る変更届出義務違反又は虚偽記載を除く。）	法第4条第2項、法第19条第2号	I
(3) 名義貸し	法第5条、法第18条第2号	A
(4) 探偵業務の実施の原則違反（探偵業者又はその探偵業従事者が法の他の規定に違反し、又は探偵業務に関し他の法令の規定に違反した場合を除く。）	法第6条	E
(5) 書面受理義務違反	法第7条	F
(6) 書面交付義務違反等	法第8条、法第19条第3号	D
(7) 違法な行為のために用いられることを知った上での探偵業務の実施	法第9条第1項	E
(8) 探偵業者以外の者への探偵業務の委託	法第9条第2項	C
(9) 守秘義務違反	法第10条第1項	C
(10) 資料の不正又は不当な利用の防止措置義務違反	法第10条第2項	D
(11) 教育義務違反 イ 違法行為を助長し、又は容認する内容の教育を行った場合 ロ 大部分の従業者が教育を受けていない場合及び教育に必要な体制やマニュアル等が調っていないと認める場合 ハ イ又はロに規定する場合以外の場合	法第11条	D E I
(12) 従業者名簿に係る不整備・虚偽記載	法第12条第1項、法第19条第4号	F
(13) 届出証明書掲示義務違反	法第12条第2項	I
(14) 報告義務違反・立入検査拒否等	法第13条第1項、法第19条第5号	D
(15) 指示処分違反	法第14条、法第18条第3号	B
(16) (1) から (15) までのいずれかに掲げる法令違反行為等（罰則の適用があるものに限る。）を教唆し、若しくは幫助する行為又は当該行為を教唆する行為		当該法令違反行為等に係る分類と同一の分類

改正後

別表第2(第3条関係)

番号	法令違反行為等			分類
	法律名	関係条項	法令違反行為	
1	刑法	第95条	公務執行妨害及び職務強要	C
2	刑法	第96条の6	公契約関係競売等妨害	C
3	刑法	第99条、第102条(第99条に係る部分に限る。)	被拘禁者解放・同未遂	C
4	刑法	第100条第1項、第102条(第100条第1項に係る部分に限る。)	逃走援助・同未遂	C
5	刑法	第100条第2項、第102条(第100条第2項に係る部分に限る。)	逃走援助目的暴行又は脅迫・同未遂	C
6	刑法	第103条	犯人藏匿等	C
7	刑法	第104条	証拠隠滅等	C
8	刑法	第105条の2	証人等威迫	D
9	刑法	第108条、第112条(第108条に係る部分に限る。)	現住建造物等放火・同未遂	B
10	刑法	第109条第1項、第112条(第109条第1項に係る部分に限る。)	他人所有の非現住建造物等放火・同未遂	C
11	刑法	第110条第1項	他人所有の建造物等以外放火	C
12	刑法	第113条	建造物等放火予備	D
13	刑法	第114条	消火妨害	C
14	刑法	第116条第1項、第2項(他人の所有に係る第110条に規定する物を焼損した場合に限る。)	失火による現住建造物等焼損	F
15	刑法	第117条第1項(第108条に規定する物を損壊した場合に限る。)	激発物破裂による現住建造物等損壊	B
16	刑法	第117条第1項(他人の所有に係る第109条に規定する物を損壊した場合に限る。)	激発物破裂による他人所有の非現住建造物等損壊	C
17	刑法	第117条第1項(他人の所有に係る第110条に規定する物を損壊し、よって公共の危険を生じさせた場合に限る。)	激発物破裂による他人所有の建造物等以外損壊	C
18	刑法	第117条第2項(第116条第1項、第2項(他人の所有に係る第110条に規定する物を焼損した場合に限る。))に係る部分に限る。)	過失激発物破裂による現住建造物等焼損	F
19	刑法	第124条第1項、第128条(第124条第1項に係る部分に限る。)	往来妨害・同未遂	D
20	刑法	第124条第2項	往来妨害致傷	C
21	刑法	第124条第2項	往来妨害致死	C
22	刑法	第130条、第132条	住居侵入等・同未遂	C
23	刑法	第133条	信書開封	D

改正前

別表第2(第3条関係)

番号	法令違反行為等			分類
	法律名	関係条項	法令違反行為	
1	刑法	第95条	公務執行妨害及び職務強要	C
2	刑法	第96条の6	公契約関係競売等妨害	C
3	刑法	第99条、第102条(第99条に係る部分に限る。)	被拘禁者解放・同未遂	C
4	刑法	第100条第1項、第102条(第100条第1項に係る部分に限る。)	逃走援助・同未遂	C
5	刑法	第100条第2項、第102条(第100条第2項に係る部分に限る。)	逃走援助目的暴行又は脅迫・同未遂	C
6	刑法	第103条	犯人藏匿等	C
7	刑法	第104条	証拠隠滅等	C
8	刑法	第105条の2	証人等威迫	D
9	刑法	第108条、第112条(第108条に係る部分に限る。)	現住建造物等放火・同未遂	B
10	刑法	第109条第1項、第112条(第109条第1項に係る部分に限る。)	他人所有の非現住建造物等放火・同未遂	C
11	刑法	第110条第1項	他人所有の建造物等以外放火	C
12	刑法	第113条	建造物等放火予備	D
13	刑法	第114条	消火妨害	C
14	刑法	第116条第1項、第2項(他人の所有に係る第110条に規定する物を焼損した場合に限る。)	失火による現住建造物等焼損	F
15	刑法	第117条第1項(第108条に規定する物を損壊した場合に限る。)	激発物破裂による現住建造物等損壊	B
16	刑法	第117条第1項(他人の所有に係る第109条に規定する物を損壊した場合に限る。)	激発物破裂による他人所有の非現住建造物等損壊	C
17	刑法	第117条第1項(他人の所有に係る第110条に規定する物を損壊し、よって公共の危険を生じさせた場合に限る。)	激発物破裂による他人所有の建造物等以外損壊	C
18	刑法	第117条第2項(第116条第1項、第2項(他人の所有に係る第110条に規定する物を焼損した場合に限る。))に係る部分に限る。)	過失激発物破裂による現住建造物等焼損	F
19	刑法	第124条第1項、第128条(第124条第1項に係る部分に限る。)	往来妨害・同未遂	D
20	刑法	第124条第2項	往来妨害致傷	C
21	刑法	第124条第2項	往来妨害致死	C
22	刑法	第130条、第132条	住居侵入等・同未遂	C
23	刑法	第133条	信書開封	D

備考

24	刑法	第134条	秘密漏示	D
25	刑法	第140条	あへん煙等所持	D
26	刑法	第155条第1項、第2項	有印公文書偽造等	C
27	刑法	第155条第3項	無印公文書偽造等	C
28	刑法	第156条(第155条第1項の文書若しくは図画又は第2項の文書若しくは図画に係る部分に限る。)	虚偽有印公文書作成等	C
29	刑法	第156条(第155条第3項の文書又は図画に係る部分に限る。)	虚偽無印公文書作成等	C
30	刑法	第157条第1項、第3項(第1項に係る部分に限る。)	公正証書原本不実記載等・同未遂	C
31	刑法	第157条第2項、第3項(第2項に係る部分に限る。)	免状等不実記載・同未遂	D
32	刑法	第158条(第155条第1項の文書若しくは図画又は第2項の文書若しくは図画に係る部分に限る。)	偽造有印公文書等行使・同未遂	C
33	刑法	第158条(第155条第3項の文書又は図画に係る部分に限る。)	偽造無印公文書等行使・同未遂	C
34	刑法	第158条(第156条(第155条第1項の文書若しくは図画又は第2項の文書若しくは図画に係る部分に限る。))の文書又は図画に係る部分に限る。)	虚偽有印公文書等行使・同未遂	C
35	刑法	第158条(第156条(第155条第3項の文書又は図画に係る部分に限る。))の文書又は図画に係る部分に限る。)	虚偽無印公文書等行使・同未遂	C
36	刑法	第158条(第157条第1項の文書又は電磁的記録に係る部分に限る。)	不実記載公正証書原本行使等・同未遂	C
37	刑法	第158条(第157条第2項の文書又は図画に係る部分に限る。)	不実記載免状等行使・同未遂	D
38	刑法	第159条第1項、第2項	有印私文書偽造等	C
39	刑法	第159条第3項	無印私文書偽造等	D
40	刑法	第160条	虚偽診断書等作成	C
41	刑法	第161条(第159条第1項の文書若しくは図画又は第2項の文書若しくは図画に係る部分に限る。)	偽造有印私文書等行使・同未遂	C
42	刑法	第161条(第159条第3項の文書又は図画に係る部分に限る。)	偽造無印私文書等行使・同未遂	D
43	刑法	第161条(第160条の文書又は図画に係る部分に限る。)	虚偽診断書等行使・同未遂	C
44	刑法	第161条の2第1項、第3項(第1項の電磁的記録に係る部分に限る。)、第4項(第3項(第1項の電磁的記録に係る部分に限る。))の電磁的記録に係る部分に限る。)	私電磁的記録不正作出及び供用・同未遂	C
45	刑法	第161条の2第2項、第3項(第2項の電磁的記録に係る部分に限る。)、第4項(第3項(第2項の電磁的記録に係る部分に限る。))の電磁的記録に係る部分に限る。)	公電磁的記録不正作出及び供用・同未遂	C
46	刑法	第163条の2、第163条の5(第163条の2に係る部分に限る。)	支払用カード電磁的記録不正作出等・同未遂	C
47	刑法	第163条の3	不正電磁的記録カード所持	C

24	刑法	第134条	秘密漏示	D
25	刑法	第140条	あへん煙等所持	D
26	刑法	第155条第1項、第2項	有印公文書偽造等	C
27	刑法	第155条第3項	無印公文書偽造等	C
28	刑法	第156条(第155条第1項の文書若しくは図画又は第2項の文書若しくは図画に係る部分に限る。)	虚偽有印公文書作成等	C
29	刑法	第156条(第155条第3項の文書又は図画に係る部分に限る。)	虚偽無印公文書作成等	C
30	刑法	第157条第1項、第3項(第1項に係る部分に限る。)	公正証書原本不実記載等・同未遂	C
31	刑法	第157条第2項、第3項(第2項に係る部分に限る。)	免状等不実記載・同未遂	D
32	刑法	第158条(第155条第1項の文書若しくは図画又は第2項の文書若しくは図画に係る部分に限る。)	偽造有印公文書等行使・同未遂	C
33	刑法	第158条(第155条第3項の文書又は図画に係る部分に限る。)	偽造無印公文書等行使・同未遂	C
34	刑法	第158条(第156条(第155条第1項の文書若しくは図画又は第2項の文書若しくは図画に係る部分に限る。))の文書又は図画に係る部分に限る。)	虚偽有印公文書等行使・同未遂	C
35	刑法	第158条(第156条(第155条第3項の文書又は図画に係る部分に限る。))の文書又は図画に係る部分に限る。)	虚偽無印公文書等行使・同未遂	C
36	刑法	第158条(第157条第1項の文書又は電磁的記録に係る部分に限る。)	不実記載公正証書原本行使等・同未遂	C
37	刑法	第158条(第157条第2項の文書又は図画に係る部分に限る。)	不実記載免状等行使・同未遂	D
38	刑法	第159条第1項、第2項	有印私文書偽造等	C
39	刑法	第159条第3項	無印私文書偽造等	D
40	刑法	第160条	虚偽診断書等作成	C
41	刑法	第161条(第159条第1項の文書若しくは図画又は第2項の文書若しくは図画に係る部分に限る。)	偽造有印私文書等行使・同未遂	C
42	刑法	第161条(第159条第3項の文書又は図画に係る部分に限る。)	偽造無印私文書等行使・同未遂	D
43	刑法	第161条(第160条の文書又は図画に係る部分に限る。)	虚偽診断書等行使・同未遂	C
44	刑法	第161条の2第1項、第3項(第1項の電磁的記録に係る部分に限る。)、第4項(第3項(第1項の電磁的記録に係る部分に限る。))の電磁的記録に係る部分に限る。)	私電磁的記録不正作出及び供用・同未遂	C
45	刑法	第161条の2第2項、第3項(第2項の電磁的記録に係る部分に限る。)、第4項(第3項(第2項の電磁的記録に係る部分に限る。))の電磁的記録に係る部分に限る。)	公電磁的記録不正作出及び供用・同未遂	C
46	刑法	第163条の2、第163条の5(第163条の2に係る部分に限る。)	支払用カード電磁的記録不正作出等・同未遂	C
47	刑法	第163条の3	不正電磁的記録カード所持	C

48	刑法	第163条の4第1項、第2項、第163条の5(第163条の4第1項に係る部分に限る。)	支払用カード電磁的記録不正作出準備・同未遂	C
49	刑法	第165条、第168条(第165条第2項に係る部分に限る。)	公印偽造及び不正使用等・同未遂	C
50	刑法	第166条、第168条(第166条第2項に係る部分に限る。)	公記号偽造及び不正使用等・同未遂	C
51	刑法	第167条、第168条(第167条第2項に係る部分に限る。)	私印偽造及び不正使用等・同未遂	C
52	刑法	第169条	偽証	C
53	刑法	第172条	虚偽告訴等	C
54	刑法	第175条	わいせつ物頒布等	E
55	刑法	第176条、第180条(第176条に係る部分に限る。)	強制わいせつ・同未遂	C
56	刑法	第177条、第180条(第177条に係る部分に限る。)	強制性交等・同未遂	C
57	刑法	第178条第1項、第180条(第178条第1項に係る部分に限る。)	準強制わいせつ・同未遂	C
58	刑法	第178条第2項、第180条(第178条第2項に係る部分に限る。)	準強制性交等・同未遂	C
(削る。)				C
(削る。)				C
59	刑法	第181条第1項	強制わいせつ等致死傷	B
60	刑法	第181条第2項	強制性交等致死傷	B
61	刑法	第182条	淫行勧誘	C
62	刑法	第198条	贈賄	C
63	刑法	第199条、第203条(第199条に係る部分に限る。)	殺人・同未遂	B
64	刑法	第201条	殺人予備	D
65	刑法	第202条、第203条(第202条に係る部分に限る。)	自殺関与等・同未遂	C
66	刑法	第204条	傷害	C
67	刑法	第205条	傷害致死	C
68	刑法	第206条	現場助勢	E
69	刑法	第208条	暴行	E
70	刑法	第208条の2第1項	凶器準備集合	D
71	刑法	第208条の2第2項	凶器準備結集	C
72	刑法	第209条第1項	過失傷害	F
73	刑法	第210条	過失致死	F

48	刑法	第163条の4第1項、第2項、第163条の5(第163条の4第1項に係る部分に限る。)	支払用カード電磁的記録不正作出準備・同未遂	C
49	刑法	第165条、第168条(第165条第2項に係る部分に限る。)	公印偽造及び不正使用等・同未遂	C
50	刑法	第166条、第168条(第166条第2項に係る部分に限る。)	公記号偽造及び不正使用等・同未遂	C
51	刑法	第167条、第168条(第167条第2項に係る部分に限る。)	私印偽造及び不正使用等・同未遂	C
52	刑法	第169条	偽証	C
53	刑法	第172条	虚偽告訴等	C
54	刑法	第175条	わいせつ物頒布等	E
55	刑法	第176条、第179条(第176条に係る部分に限る。)	強制わいせつ・同未遂	C
56	刑法	第177条、第180条(第177条に係る部分に限る。)	強制性交等・同未遂	C
57	刑法	第178条第1項、第180条(第178条第1項に係る部分に限る。)	準強制わいせつ・同未遂	C
58	刑法	第178条第2項、第180条(第178条第2項に係る部分に限る。)	準強制性交等・同未遂	C
59	刑法	第179条第1項、第180条(第179条第1項に係る部分に限る。)	準強制わいせつ・同未遂	C
60	刑法	第179条第2項、第180条(第179条第2項に係る部分に限る。)	準強制性交等・同未遂	C
61	刑法	第181条第1項	強制わいせつ等致死傷	B
62	刑法	第181条第2項	強制性交等致死傷	B
63	刑法	第182条	淫行勧誘	C
64	刑法	第198条	贈賄	C
65	刑法	第199条、第203条(第199条に係る部分に限る。)	殺人・同未遂	B
66	刑法	第201条	殺人予備	D
67	刑法	第202条、第203条(第202条に係る部分に限る。)	自殺関与等・同未遂	C
68	刑法	第204条	傷害	C
69	刑法	第205条	傷害致死	C
70	刑法	第206条	現場助勢	E
71	刑法	第208条	暴行	E
72	刑法	第208条の2第1項	凶器準備集合	D
73	刑法	第208条の2第2項	凶器準備結集	C
74	刑法	第209条第1項	過失傷害	F
75	刑法	第210条	過失致死	F

前回改正時の改正漏れ

警察庁のモデル基準改正に伴う修正

74	刑法	第211条	業務上過失致死傷等	C
75	刑法	第218条	保護責任者遺棄等	C
76	刑法	第219条(第218条に係る部分に限る。)	保護責任者遺棄等致傷	C
77	刑法	第219条(第218条に係る部分に限る。)	保護責任者遺棄等致死	C
78	刑法	第220条	逮捕、監禁	C
79	刑法	第221条	逮捕等致傷	C
80	刑法	第221条	逮捕等致死	C
81	刑法	第222条	脅迫	D
82	刑法	第223条	強要・同未遂	C
83	刑法	第224条、第228条(第224条に係る部分に限る。)	未成年者略取等・同未遂	C
84	刑法	第225条、第228条(第225条に係る部分に限る。)	営利目的等略取等・同未遂	C
85	刑法	第225条の2、第228条(第225条の2第1項に係る部分に限る。)	身の代金目的略取等・同未遂	B
86	刑法	第226条、第228条(第226条に係る部分に限る。)	所在国外移送目的略取等・同未遂	C
87	刑法	第228条の3	身の代金目的略取等子備	D
88	刑法	第230条第1項	名誉毀損	C
89	刑法	第231条	侮辱	F
90	刑法	第233条	信用毀損、業務妨害	C
91	刑法	第234条	威力業務妨害	C
92	刑法	第234条の2	電子計算機損壊等業務妨害	C
93	刑法	第235条、第243条(第235条に係る部分に限る。)	窃盗・同未遂	C
94	刑法	第235条の2、第243条(第235条の2に係る部分に限る。)	不動産侵奪・同未遂	C
95	刑法	第236条、第243条(第236条に係る部分に限る。)	強盗・同未遂	C
96	刑法	第237条	強盗予備	D
97	刑法	第238条、第243条(第238条に係る部分に限る。)	事後強盗・同未遂	C
98	刑法	第239条、第243条(第239条に係る部分に限る。)	忌避強盗・同未遂	C
99	刑法	第240条、第243条(第240条に係る部分に限る。)	強盗致傷・同未遂	B
100	刑法	第240条、第243条(第240条に係る部分に限る。)	強盗致死・同未遂	B
101	刑法	第241条第1項、第241条第2項	強盗・強制性交等・同未遂	B

76	刑法	第211条	業務上過失致死傷等	C
77	刑法	第218条	保護責任者遺棄等	C
78	刑法	第219条(第218条に係る部分に限る。)	保護責任者遺棄等致傷	C
79	刑法	第219条(第218条に係る部分に限る。)	保護責任者遺棄等致死	C
80	刑法	第220条	逮捕、監禁	C
81	刑法	第221条	逮捕等致傷	C
82	刑法	第221条	逮捕等致死	C
83	刑法	第222条	脅迫	D
84	刑法	第223条	強要・同未遂	C
85	刑法	第224条、第228条(第224条に係る部分に限る。)	未成年者略取等・同未遂	C
86	刑法	第225条、第228条(第225条に係る部分に限る。)	営利目的等略取等・同未遂	C
87	刑法	第225条の2、第228条(第225条の2第1項に係る部分に限る。)	身の代金目的略取等・同未遂	B
88	刑法	第226条、第228条(第226条に係る部分に限る。)	所在国外移送目的略取等・同未遂	C
89	刑法	第228条の3	身の代金目的略取等子備	D
90	刑法	第230条第1項	名誉毀損	C
91	刑法	第231条	侮辱	F
92	刑法	第233条	信用毀損、業務妨害	C
93	刑法	第234条	威力業務妨害	C
94	刑法	第234条の2	電子計算機損壊等業務妨害	C
95	刑法	第235条、第243条(第235条に係る部分に限る。)	窃盗・同未遂	C
96	刑法	第235条の2、第243条(第235条の2に係る部分に限る。)	不動産侵奪・同未遂	C
97	刑法	第236条、第243条(第236条に係る部分に限る。)	強盗・同未遂	C
98	刑法	第237条	強盗予備	D
99	刑法	第238条、第243条(第238条に係る部分に限る。)	事後強盗・同未遂	C
100	刑法	第239条、第243条(第239条に係る部分に限る。)	忌避強盗・同未遂	C
101	刑法	第240条、第243条(第240条に係る部分に限る。)	強盗致傷・同未遂	B
102	刑法	第240条、第243条(第240条に係る部分に限る。)	強盗致死・同未遂	B
103	刑法	第241条第1項、第241条第2項	強盗・強制性交等・同未遂	B

102	刑法	第241条第3項、第243条(第241条第3項に係る部分に限る。)	強盗・強姦性交等致死・同未遂	B
103	刑法	第246条、第250条(第246条に係る部分に限る。)	詐欺・同未遂	C
104	刑法	第246条の2、第250条(第246条の2に係る部分に限る。)	電子計算機使用詐欺・同未遂	C
105	刑法	第247条、第250条(第247条に係る部分に限る。)	背任・同未遂	C
106	刑法	第248条、第250条(第248条に係る部分に限る。)	準詐欺・同未遂	C
107	刑法	第249条、第250条(第249条に係る部分に限る。)	恐喝・同未遂	C
108	刑法	第252条	横領	C
109	刑法	第253条	業務上横領	C
110	刑法	第254条	遺失物等横領	E
111	刑法	第256条第1項	盗品等無償譲受け	C
112	刑法	第256条第2項	盗品運搬等	C
113	刑法	第258条	公用文書等毀棄	C
114	刑法	第259条	私用文書等毀棄	C
115	刑法	第260条	建造物等損壊	C
116	刑法	第260条	建造物等損壊致傷	C
117	刑法	第260条	建造物等損壊致死	C
118	刑法	第261条	器物損壊等	E
119	刑法	第263条	信書隠匿	E
120	爆発物取締罰則	第1条	爆発物不法使用	B
121	爆発物取締罰則	第2条	爆発物使用未遂	B
122	爆発物取締罰則	第3条(所持に係る部分に限る。)	治安妨害等の目的での爆発物所持	C
123	爆発物取締罰則	第4条	爆発物使用脅迫等	C
124	爆発物取締罰則	第9条	犯人蔵匿等	C
125	暴力行為等処罰に関する法律	第1条	集团的暴行、集团的脅迫、集团的器物毀棄	C
126	暴力行為等処罰に関する法律	第1条の2第1項、第2項	銃砲刀剣類使用傷害・同未遂	C
127	暴力行為等処罰に関する法律	第1条の3	常習傷害	C
128	暴力行為等処罰に関する法律	第1条の3	常習暴行、常習脅迫、常習器物毀棄	C
129	暴力行為等処罰に関する法律	第2条	集团的・常習面会強請等	D

104	刑法	第241条第3項、第243条(第241条第3項に係る部分に限る。)	強盗・強姦性交等致死・同未遂	B
105	刑法	第246条、第250条(第246条に係る部分に限る。)	詐欺・同未遂	C
106	刑法	第246条の2、第250条(第246条の2に係る部分に限る。)	電子計算機使用詐欺・同未遂	C
107	刑法	第247条、第250条(第247条に係る部分に限る。)	背任・同未遂	C
108	刑法	第248条、第250条(第248条に係る部分に限る。)	準詐欺・同未遂	C
109	刑法	第249条、第250条(第249条に係る部分に限る。)	恐喝・同未遂	C
110	刑法	第252条	横領	C
111	刑法	第253条	業務上横領	C
112	刑法	第254条	遺失物等横領	E
113	刑法	第256条第1項	盗品等無償譲受け	C
114	刑法	第256条第2項	盗品運搬等	C
115	刑法	第258条	公用文書等毀棄	C
116	刑法	第259条	私用文書等毀棄	C
117	刑法	第260条	建造物等損壊	C
118	刑法	第260条	建造物等損壊致傷	C
119	刑法	第260条	建造物等損壊致死	C
120	刑法	第261条	器物損壊等	E
121	刑法	第263条	信書隠匿	E
122	爆発物取締罰則	第1条	爆発物不法使用	B
123	爆発物取締罰則	第2条	爆発物使用未遂	B
124	爆発物取締罰則	第3条(所持に係る部分に限る。)	治安妨害等の目的での爆発物所持	C
125	爆発物取締罰則	第4条	爆発物使用脅迫等	C
126	爆発物取締罰則	第9条	犯人蔵匿等	C
127	暴力行為等処罰に関する法律	第1条	集团的暴行、集团的脅迫、集团的器物毀棄	C
128	暴力行為等処罰に関する法律	第1条の2第1項、第2項	銃砲刀剣類使用傷害・同未遂	C
129	暴力行為等処罰に関する法律	第1条の3	常習傷害	C
130	暴力行為等処罰に関する法律	第1条の3	常習暴行、常習脅迫、常習器物毀棄	C
131	暴力行為等処罰に関する法律	第2条	集团的・常習面会強請等	D

174	麻薬及び向精神薬取締法	第64条の3第2項(第1項(施用に係る部分に限る。))に係る部分に限る。、第3項(第2項(第1項(施用に係る部分に限る。))に係る部分に限る。))に係る部分に限る。	営利目的でのジアセチルモルヒネ等の施用・同未遂	C
175	麻薬及び向精神薬取締法	第66条第1項、第3項(第1項に係る部分に限る。)	ジアセチルモルヒネ等以外の麻薬の所持等・同未遂	C
176	麻薬及び向精神薬取締法	第66条第2項、第3項(第2項に係る部分に限る。)	営利目的でのジアセチルモルヒネ等以外の麻薬の所持等・同未遂	C
177	麻薬及び向精神薬取締法	第66条の2第1項(第27条第1項(施用又は施用のための交付に係る部分に限る。))に係る部分に限る。、第3項(第1項(第27条第1項(施用又は施用のための交付に係る部分に限る。))に係る部分に限る。))に係る部分に限る。	麻薬施用者以外の者による麻薬の施用等・同未遂	C
178	麻薬及び向精神薬取締法	第66条の2第2項(第1項(第27条第1項(施用又は施用のための交付に係る部分に限る。))に係る部分に限る。))に係る部分に限る。、第3項(第2項(第1項(第27条第1項(施用又は施用のための交付に係る部分に限る。))に係る部分に限る。))に係る部分に限る。	営利目的での麻薬施用者以外の者による麻薬の施用等・同未遂	C
179	麻薬及び向精神薬取締法	第66条の3第1項(輸入、輸出又は製造に係る部分を除く。)、第3項(第1項(輸入、輸出又は製造に係る部分を除く。))に係る部分に限る。	向精神薬の製剤等・同未遂	C
180	麻薬及び向精神薬取締法	第66条の3第2項(第1項(輸入、輸出又は製造に係る部分を除く。))に係る部分に限る。、第3項(第2項(第1項(輸入、輸出又は製造に係る部分を除く。))に係る部分に限る。))に係る部分に限る。	営利目的での向精神薬の製剤等・同未遂	C
181	麻薬及び向精神薬取締法	第66条の4第1項、第3項(第1項に係る部分に限る。)	向精神薬の譲渡目的所持等・同未遂	C
182	麻薬及び向精神薬取締法	第66条の4第2項、第3項(第2項に係る部分に限る。)	営利目的での向精神薬の譲渡目的所持等・同未遂	C
183	あへん法	第52条第1項、第3項(第1項に係る部分に限る。)	あへんの所持等・同未遂	C
184	あへん法	第52条第2項、第3項(第2項に係る部分に限る。)	営利目的でのあへんの所持等・同未遂	C
185	銃砲刀剣類所持等取締法	第31条の3第1項	けん銃等の不法所持	C
186	銃砲刀剣類所持等取締法	第31条の3第2項	けん銃等の実包等と共にする不法携帯等	C
187	銃砲刀剣類所持等取締法	第31条の11第1項(第1号に係る部分に限る。)	猟銃の不法所持	C
188	銃砲刀剣類所持等取締法	第31条の16第1項(第1号に係る部分に限る。)	刀剣類等の不法所持	C
189	銃砲刀剣類所持等取締法	第32条(第4号又は第5号に係る部分に限る。)	準空気銃等の不法所持等	D
190	銃砲刀剣類所持等取締法	第35条(第22条の2第1項又は第22条の4に係る部分に限る。)	模造けん銃等の不法所持等	F
191	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律	第47条(第1号又は第4号に係る部分に限る。)	暴力的要求行為の要求等の禁止命令違反	C
192	貸金業法	第47条の3第1項(第3号に係る部分に限る。)	取立て行為の規制等違反	D
193	会社法	第960条、第962条(第960条に係る部分に限る。)	取締役等の特別背任罪・同未遂	C
194	会社法	第961条、第962条(第961条に係る部分に限る。)	代表社債権者等の特別背任罪・同未遂	C

176	麻薬及び向精神薬取締法	第64条の3第2項(第1項(施用に係る部分に限る。))に係る部分に限る。、第3項(第2項(第1項(施用に係る部分に限る。))に係る部分に限る。))に係る部分に限る。	営利目的でのジアセチルモルヒネ等の施用・同未遂	C
177	麻薬及び向精神薬取締法	第66条第1項、第3項(第1項に係る部分に限る。)	ジアセチルモルヒネ等以外の麻薬の所持等・同未遂	C
178	麻薬及び向精神薬取締法	第66条第2項、第3項(第2項に係る部分に限る。)	営利目的でのジアセチルモルヒネ等以外の麻薬の所持等・同未遂	C
179	麻薬及び向精神薬取締法	第66条の2第1項(第27条第1項(施用又は施用のための交付に係る部分に限る。))に係る部分に限る。、第3項(第1項(第27条第1項(施用又は施用のための交付に係る部分に限る。))に係る部分に限る。))に係る部分に限る。	麻薬施用者以外の者による麻薬の施用等・同未遂	C
180	麻薬及び向精神薬取締法	第66条の2第2項(第1項(第27条第1項(施用又は施用のための交付に係る部分に限る。))に係る部分に限る。))に係る部分に限る。、第3項(第2項(第1項(第27条第1項(施用又は施用のための交付に係る部分に限る。))に係る部分に限る。))に係る部分に限る。	営利目的での麻薬施用者以外の者による麻薬の施用等・同未遂	C
181	麻薬及び向精神薬取締法	第66条の3第1項(輸入、輸出又は製造に係る部分を除く。)、第3項(第1項(輸入、輸出又は製造に係る部分を除く。))に係る部分に限る。	向精神薬の製剤等・同未遂	C
182	麻薬及び向精神薬取締法	第66条の3第2項(第1項(輸入、輸出又は製造に係る部分を除く。))に係る部分に限る。、第3項(第2項(第1項(輸入、輸出又は製造に係る部分を除く。))に係る部分に限る。))に係る部分に限る。	営利目的での向精神薬の製剤等・同未遂	C
183	麻薬及び向精神薬取締法	第66条の4第1項、第3項(第1項に係る部分に限る。)	向精神薬の譲渡目的所持等・同未遂	C
184	麻薬及び向精神薬取締法	第66条の4第2項、第3項(第2項に係る部分に限る。)	営利目的での向精神薬の譲渡目的所持等・同未遂	C
185	あへん法	第52条第1項、第3項(第1項に係る部分に限る。)	あへんの所持等・同未遂	C
186	あへん法	第52条第2項、第3項(第2項に係る部分に限る。)	営利目的でのあへんの所持等・同未遂	C
187	銃砲刀剣類所持等取締法	第31条の3第1項	けん銃等の不法所持	C
188	銃砲刀剣類所持等取締法	第31条の3第2項	けん銃等の実包等と共にする不法携帯等	C
189	銃砲刀剣類所持等取締法	第31条の11第1項(第1号に係る部分に限る。)	猟銃の不法所持	C
190	銃砲刀剣類所持等取締法	第31条の16第1項(第1号に係る部分に限る。)	刀剣類等の不法所持	C
191	銃砲刀剣類所持等取締法	第32条(第4号又は第5号に係る部分に限る。)	準空気銃等の不法所持等	D
192	銃砲刀剣類所持等取締法	第35条(第22条の2第1項又は第22条の4に係る部分に限る。)	模造けん銃等の不法所持等	F
193	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律	第47条(第1号又は第4号に係る部分に限る。)	暴力的要求行為の要求等の禁止命令違反	C
194	貸金業法	第47条の3第1項(第3号に係る部分に限る。)	取立て行為の規制等違反	D
195	会社法	第960条、第962条(第960条に係る部分に限る。)	取締役等の特別背任罪・同未遂	C
196	会社法	第961条、第962条(第961条に係る部分に限る。)	代表社債権者等の特別背任罪・同未遂	C

195	会社法	第967条第2項	取締役等に対する贈賄罪	C
196	会社法	第968条第1項	株主等の権利の行使に関する取崩罪	C
197	会社法	第970条第2項、第3項	株主等の権利の行使に関する利益供与の受領等	C
198	会社法	第970条第4項	株主等の権利の行使に関する利益供与の受領のための威迫行為	C
199	ストーカー行為等の規制等に関する法律	第3条	つきまとい等をして不安を覚えさせることの禁止違反	F
200	ストーカー行為等の規制等に関する法律	第7条	ストーカー行為等に係る情報提供の禁止	D
201	ストーカー行為等の規制等に関する法律	第18条	ストーカー行為	D
202	ストーカー行為等の規制等に関する法律	第19条	禁止命令等違反	D
203	ストーカー行為等の規制等に関する法律	第20条	禁止命令等違反	D
204	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	第29条	保護命令違反	D
205	道路法	第103条(第2号、第4号又は第5号に係る部分に限る。)	通行禁止違反等	D
206	道路法	第104条	車両の幅等の制限違反等	F
207	道路法	第105条(第48条第4項に係る部分を除く。)	車両の積載物の落下の予防等に係る措置命令違反	F
208	道路交通法	第115条	信号機損壊等	C
209	道路交通法	第116条	業務上過失等による他人の建造物損壊	D
210	道路交通法	第117条	死傷事故の場合の措置義務違反	C
211	道路交通法	第117条の2	酒酔い運転等	C
212	道路交通法	第117条の2の2	酒気帯び運転等	C
213	道路交通法	第117条の3	共同危険行為等	D
214	道路交通法	第117条の3の2	酒気帯び運転等の禁止の規定に違反して酒類を提供した者等	D
215	道路交通法	第117条の3の2	無免許運転等	D
216	道路交通法	第117条の5(第3号に係る部分を除く。)	交通事故の場合の措置義務違反等	D
217	道路交通法	第118条第1項	最高速度違反等	D
218	道路交通法	第118条第2項	過失最高速度違反	D
219	道路交通法	第118条の2	呼気検査拒否等	D
220	道路交通法	第118条の3	自衛隊の防衛出動時における交通規制違反	D
221	道路交通法	第119条第1項	警察官の指示に従わない運転者の行為等	D
222	道路交通法	第119条第2項	過失により信号機の信号等に従わない行為等	F

197	会社法	第967条第2項	取締役等に対する贈賄罪	C
198	会社法	第968条第1項	株主等の権利の行使に関する取崩罪	C
199	会社法	第970条第2項、第3項	株主等の権利の行使に関する利益供与の受領等	C
200	会社法	第970条第4項	株主等の権利の行使に関する利益供与の受領のための威迫行為	C
201	ストーカー行為等の規制等に関する法律	第3条	つきまとい等をして不安を覚えさせることの禁止違反	F
202	ストーカー行為等の規制等に関する法律	第7条	ストーカー行為等に係る情報提供の禁止	D
203	ストーカー行為等の規制等に関する法律	第18条	ストーカー行為	D
204	ストーカー行為等の規制等に関する法律	第19条	禁止命令等違反	D
205	ストーカー行為等の規制等に関する法律	第20条	禁止命令等違反	D
206	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	第29条	保護命令違反	D
207	道路法	第103条(第2号、第4号又は第5号に係る部分に限る。)	通行禁止違反等	D
208	道路法	第104条	車両の幅等の制限違反等	F
209	道路法	第105条(第48条第4項に係る部分を除く。)	車両の積載物の落下の予防等に係る措置命令違反	F
210	道路交通法	第115条	信号機損壊等	C
211	道路交通法	第116条	業務上過失等による他人の建造物損壊	D
212	道路交通法	第117条	死傷事故の場合の措置義務違反	C
213	道路交通法	第117条の2	酒酔い運転等	C
214	道路交通法	第117条の2の2	酒気帯び運転等	C
215	道路交通法	第117条の3	共同危険行為等	D
216	道路交通法	第117条の3の2	酒気帯び運転等の禁止の規定に違反して酒類を提供した者等	D
217	道路交通法	第117条の3の2	無免許運転等	D
218	道路交通法	第117条の5(第3号に係る部分を除く。)	交通事故の場合の措置義務違反等	D
219	道路交通法	第118条第1項	最高速度違反等	D
220	道路交通法	第118条第2項	過失最高速度違反	D
221	道路交通法	第118条の2	呼気検査拒否等	D
222	道路交通法	第118条の3	自衛隊の防衛出動時における交通規制違反	D
223	道路交通法	第119条第1項	警察官の指示に従わない運転者の行為等	D
224	道路交通法	第119条第2項	過失により信号機の信号等に従わない行為等	F

223	道路交通法	第119条の2第1項	駐停車禁止違反等	F
224	道路交通法	第119条の2第2項	過失による駐停車禁止違反等	F
225	道路交通法	第119条の3第1項(第7号又は第8号に係る部分を除く。)	駐停車禁止違反等	F
226	道路交通法	第119条の3第2項	過失による駐停車禁止違反等	F
227	道路交通法	第120条第1項	警察官等による交通規制に違反する行為等	F
228	道路交通法	第120条第2項	過失により警察官等による交通規制に違反する行為等	F
229	道路交通法	第121条第1項	警察官の指示に従わない歩行者の行為等	F
230	道路交通法	第121条第2項	過失により警察官の指示に従わない歩行者の行為等	F
231	自動車の保管場所の確保等に関する法律	第17条第1項	自動車の運行供用禁止命令違反等	D
232	自動車の保管場所の確保等に関する法律	第17条第2項	自動車の保管場所に関する虚偽の書面の提出等	F
233	自動車の保管場所の確保等に関する法律	第17条第3項	軽自動車の使用の本拠の位置等の届出義務違反等	F
234	自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律	第2条、第3条	危険運転致傷	C
235	自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律	第2条、第3条	危険運転致死	C
236	自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律	第4条	過失運転致傷アルコール等影響覚免脱	C
237	自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律	第5条	過失運転致死傷	C
238	自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律	第6条	無免許運転による加重	C
239	戸籍法	第134条	戸籍の記載等を要しない事項の虚偽の届出	D
240	戸籍法	第135条	不正の手段による戸籍謄本の交付の受理等	F
241	戸籍法	第136条	不正の手段による閲覧等	F
242	住民基本台帳法	第42条	秘密漏示	D
243	住民基本台帳法	第44条	住民票コードの利用制限に係る命令違反	D
244	住民基本台帳法	第45条	秘密漏示	D
245	住民基本台帳法	第46条	情報利用制限に係る命令違反	D
246	住民基本台帳法	第47条第2号	不正の手段による住民票の写しの交付等	F
247	住民基本台帳法	第51条	不正の手段による住民基本台帳の一部の写しの閲覧等	F
248	住民基本台帳法	第52条	不正の手段による本人確認情報の開示	F
249	国家公務員法	第109条(第100条第1項に係る部分に限る。)	秘密漏示	D

225	道路交通法	第119条の2第1項	駐停車禁止違反等	F
226	道路交通法	第119条の2第2項	過失による駐停車禁止違反等	F
227	道路交通法	第119条の3第1項(第7号又は第8号に係る部分を除く。)	駐停車禁止違反等	F
228	道路交通法	第119条の3第2項	過失による駐停車禁止違反等	F
229	道路交通法	第120条第1項	警察官等による交通規制に違反する行為等	F
230	道路交通法	第120条第2項	過失により警察官等による交通規制に違反する行為等	F
231	道路交通法	第121条第1項	警察官の指示に従わない歩行者の行為等	F
232	道路交通法	第121条第2項	過失により警察官の指示に従わない歩行者の行為等	F
233	自動車の保管場所の確保等に関する法律	第17条第1項	自動車の運行供用禁止命令違反等	D
234	自動車の保管場所の確保等に関する法律	第17条第2項	自動車の保管場所に関する虚偽の書面の提出等	F
235	自動車の保管場所の確保等に関する法律	第17条第3項	軽自動車の使用の本拠の位置等の届出義務違反等	F
236	自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律	第2条、第3条	危険運転致傷	C
237	自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律	第2条、第3条	危険運転致死	C
238	自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律	第4条	過失運転致傷アルコール等影響覚免脱	C
239	自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律	第5条	過失運転致死傷	C
240	自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律	第6条	無免許運転による加重	C
241	戸籍法	第132条	戸籍の記載等を要しない事項の虚偽の届出	D
242	戸籍法	第133条	不正の手段による戸籍謄本の交付の受理等	F
243	戸籍法	第134条	不正の手段による閲覧等	F
244	住民基本台帳法	第42条	秘密漏示	D
245	住民基本台帳法	第44条	住民票コードの利用制限に係る命令違反	D
246	住民基本台帳法	第45条	秘密漏示	D
247	住民基本台帳法	第46条	情報利用制限に係る命令違反	D
248	住民基本台帳法	第47条第2号	不正の手段による住民票の写しの交付等	F
249	住民基本台帳法	第51条	不正の手段による住民基本台帳の一部の写しの閲覧等	F
250	住民基本台帳法	第52条	不正の手段による本人確認情報の開示	F
251	国家公務員法	第109条(第100条第1項に係る部分に限る。)	秘密漏示	D

条ずれ

277	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律	第53条	個人情報ファイルの提供	D
278	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律	第54条	不正な利益を図る目的での保有個人情報の提供等	D
279	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律	第55条	職権濫用による個人の秘密に属する事項が記録された文書等の収集	D
280	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律	第57条	不正の手段による保有個人情報の開示	F
281	独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律	第50条	個人情報ファイルの提供	D
282	独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律	第51条	不正な利益を図る目的での保有個人情報の提供等	D
283	独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律	第52条	職権濫用による個人の秘密に属する事項が記録された文書等の収集	D
284	独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律	第54条	不正の手段による保有個人情報の開示	F
285	情報公開・個人情報保護審査会設置法	第18条	審査会の委員による秘密漏示	D
286	保健師助産師看護師法	第44条の4第1項	保健師等による秘密の漏示	D
287	弁護士法	第77条(第3号又は第4号に係る部分に限る。)	非弁護士の法律事務の取扱い等の禁止違反	D
288	司法書士法	第76条第1項	秘密の漏示	D
289	司法書士法	第78条第1項	非司法書士の司法書士の業務の取扱いの禁止違反	D
290	行政書士法	第21条(第2号に係る部分に限る。)	非行政書士の行政書士の業務の取扱いの禁止違反	D
291	行政書士法	第22条第1項	秘密の漏示	D
292	診療放射線技師法	第35条第1項	診療放射線技師による秘密漏示	F
293	臨床検査技師等に関する法律	第23条第1項	臨床検査技師による秘密漏示	F
294	外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法	第67条第1項	秘密漏示	D
295	外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第17条等の特例等に関する法律	第25条第1項	臨床修練外国医師等による秘密漏示	D
296	外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第17条等の特例等に関する法律	第25条第3項	臨床修練外国救急教命士等による秘密漏示	F
297	救急教命士法	第54条第1項	救急教命士による秘密漏示	F
298	郵便法	第77条、第86条第1項(第77条に係る部分に限る。)	郵便物を開く等の罪・同未遂	C
299	郵便法	第78条、第86条第1項(第78条に係る部分に限る。)	郵便用物件を損傷する等の罪・同未遂	C
300	郵便法	第80条第1項、第86条第1項(第80条第1項に係る部分に限る。)	信書の秘密を侵す罪・同未遂	D
301	郵便法	第80条第2項、第86条第1項(第80条第2項に係る部分に限る。)	郵便の業務に従事する者による信書の秘密を侵す罪・同未遂	D

279	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律	第53条	個人情報ファイルの提供	D
280	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律	第54条	不正な利益を図る目的での保有個人情報の提供等	D
281	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律	第55条	職権濫用による個人の秘密に属する事項が記録された文書等の収集	D
282	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律	第57条	不正の手段による保有個人情報の開示	F
283	独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律	第50条	個人情報ファイルの提供	D
284	独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律	第51条	不正な利益を図る目的での保有個人情報の提供等	D
285	独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律	第52条	職権濫用による個人の秘密に属する事項が記録された文書等の収集	D
286	独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律	第54条	不正の手段による保有個人情報の開示	F
287	情報公開・個人情報保護審査会設置法	第18条	審査会の委員による秘密漏示	D
288	保健師助産師看護師法	第44条の3第1項	保健師等による秘密の漏示	D
289	弁護士法	第77条(第3号又は第4号に係る部分に限る。)	非弁護士の法律事務の取扱い等の禁止違反	D
290	司法書士法	第76条第1項	秘密の漏示	D
291	司法書士法	第78条第1項	非司法書士の司法書士の業務の取扱いの禁止違反	D
292	行政書士法	第21条(第2号に係る部分に限る。)	非行政書士の行政書士の業務の取扱いの禁止違反	D
293	行政書士法	第22条第1項	秘密の漏示	D
294	診療放射線技師法	第35条第1項	診療放射線技師による秘密漏示	F
295	臨床検査技師等に関する法律	第23条第1項	臨床検査技師による秘密漏示	F
296	外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法	第67条第1項	秘密漏示	D
297	外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第17条等の特例等に関する法律	第25条第1項	臨床修練外国医師等による秘密漏示	D
298	外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第17条等の特例等に関する法律	第25条第3項	臨床修練外国救急教命士等による秘密漏示	F
299	救急教命士法	第54条第1項	救急教命士による秘密漏示	F
300	郵便法	第77条、第86条第1項(第77条に係る部分に限る。)	郵便物を開く等の罪・同未遂	C
301	郵便法	第78条、第86条第1項(第78条に係る部分に限る。)	郵便用物件を損傷する等の罪・同未遂	C
302	郵便法	第80条第1項、第86条第1項(第80条第1項に係る部分に限る。)	信書の秘密を侵す罪・同未遂	D
303	郵便法	第80条第2項、第86条第1項(第80条第2項に係る部分に限る。)	郵便の業務に従事する者による信書の秘密を侵す罪・同未遂	D

条ずれ

302	電波法	第108条の2	無線通信の妨害・同未遂	C
303	電波法	第109条第1項	無線通信の秘密の漏示等	D
304	電波法	第109条第2項	無線通信の業務に従事する者による秘密の漏示等	D
305	電波法	第109条の2第1項、第4項(第1項に係る部分に限る。)	暗号通信の秘密の漏示等目的での復元・同未遂	D
306	電波法	第109条の2第2項、第4項(第2項に係る部分に限る。)	無線通信の業務に従事する者による暗号通信の秘密の漏示等目的での復元・同未遂	D
307	電波法	第110条(第1号又は第4号に係る部分に限る。)	無免許の無線局開設等	D
308	有線電気通信法	第13条	有線電気通信の妨害・同未遂	C
309	有線電気通信法	第14条第1項、第14条第3項(第14条第1項に係る部分に限る。)	有線電気通信の秘密の侵害・同未遂	D
310	有線電気通信法	第14条第2項、第14条第3項(第14条第2項に係る部分に限る。)	有線電気通信の業務に従事する者による有線電気通信の秘密の侵害・同未遂	C
311	電気通信事業法	第179条第1項、第3項(第1項に係る部分に限る。)	通信の秘密の侵害・同未遂	D
312	電気通信事業法	第179条第2項、第3項(第2項に係る部分に限る。)	電気通信事業に従事する者による通信の秘密の侵害・同未遂	C
313	電気通信事業法	第180条第1項、第3項	電気通信役務の提供の妨害・同未遂	D
314	日本電信電話株式会社等に関する法律	第21条第1項	贈賄	C
315	不正アクセス行為の禁止等に関する法律	第11条	不正アクセス行為の禁止違反	C
316	不正アクセス行為の禁止等に関する法律	第12条第1号	他人の識別符号を不正に取得する行為の禁止違反	D
317	不正アクセス行為の禁止等に関する法律	第12条第2号	不正アクセス行為を助長する行為の禁止違反	D
318	不正アクセス行為の禁止等に関する法律	第12条第3号	他人の識別符号を不正に保管する行為の禁止違反	D
319	不正アクセス行為の禁止等に関する法律	第12条第4号	識別符号の入力を不正に要求する行為の禁止違反	D
320	不正アクセス行為の禁止等に関する法律	第13条	不正アクセス行為を助長する行為の禁止違反	F
321	電子署名及び認証業務に関する法律	第42条(第2号に係る部分に限る。)	指定調査機関の役員等による秘密漏示	D
322	民間事業者による信書の送達に関する法律	第44条	信書便物のき損等	C
323	民間事業者による信書の送達に関する法律	第45条第1項、第3項(第1項に係る部分に限る。)	信書の秘密を侵害する行為・同未遂	D
324	民間事業者による信書の送達に関する法律	第45条第2項、第3項(第2項に係る部分に限る。)	信書便事者による信書の秘密を侵害する行為・同未遂	D
325	電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律	第74条	都道府県の職員等による秘密漏示	D
326	特許法	第197条	詐欺行為	C
327	特許法	第200条	秘密の漏示	D
328	実用新案法	第57条	詐欺行為	D
329	実用新案法	第60条	秘密の漏示	D

304	電波法	第108条の2	無線通信の妨害・同未遂	C
305	電波法	第109条第1項	無線通信の秘密の漏示等	D
306	電波法	第109条第2項	無線通信の業務に従事する者による秘密の漏示等	D
307	電波法	第109条の2第1項、第4項(第1項に係る部分に限る。)	暗号通信の秘密の漏示等目的での復元・同未遂	D
308	電波法	第109条の2第2項、第4項(第2項に係る部分に限る。)	無線通信の業務に従事する者による暗号通信の秘密の漏示等目的での復元・同未遂	D
309	電波法	第110条(第1号又は第4号に係る部分に限る。)	無免許の無線局開設等	D
312	有線電気通信法	第13条、第15条(第13条に係る部分に限る。)	有線電気通信の妨害・同未遂	C
313	有線電気通信法	第14条第1項、第15条(第14条第1項に係る部分に限る。)	有線電気通信の秘密の侵害・同未遂	D
314	有線電気通信法	第14条第2項、第15条(第14条第2項に係る部分に限る。)	有線電気通信の業務に従事する者による有線電気通信の秘密の侵害・同未遂	C
315	電気通信事業法	第179条第1項、第3項(第1項に係る部分に限る。)	通信の秘密の侵害・同未遂	D
316	電気通信事業法	第179条第2項、第3項(第2項に係る部分に限る。)	電気通信事業に従事する者による通信の秘密の侵害・同未遂	C
317	電気通信事業法	第180条第1項、第3項	電気通信役務の提供の妨害・同未遂	D
318	日本電信電話株式会社等に関する法律	第21条第1項	贈賄	C
319	不正アクセス行為の禁止等に関する法律	第11条	不正アクセス行為の禁止違反	C
320	不正アクセス行為の禁止等に関する法律	第12条第1号	他人の識別符号を不正に取得する行為の禁止違反	D
321	不正アクセス行為の禁止等に関する法律	第12条第2号	不正アクセス行為を助長する行為の禁止違反	D
322	不正アクセス行為の禁止等に関する法律	第12条第3号	他人の識別符号を不正に保管する行為の禁止違反	D
323	不正アクセス行為の禁止等に関する法律	第12条第4号	識別符号の入力を不正に要求する行為の禁止違反	D
324	不正アクセス行為の禁止等に関する法律	第13条	不正アクセス行為を助長する行為の禁止違反	F
325	電子署名及び認証業務に関する法律	第42条(第2号に係る部分に限る。)	指定調査機関の役員等による秘密漏示	D
326	民間事業者による信書の送達に関する法律	第44条	信書便物のき損等	C
327	民間事業者による信書の送達に関する法律	第45条第1項、第3項(第1項に係る部分に限る。)	信書の秘密を侵害する行為・同未遂	D
328	民間事業者による信書の送達に関する法律	第45条第2項、第3項(第2項に係る部分に限る。)	信書便事者による信書の秘密を侵害する行為・同未遂	D
329	電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律	第62条	都道府県の職員等による秘密漏示	D
330	特許法	第197条	詐欺行為	C
331	特許法	第200条	秘密の漏示	D
332	実用新案法	第57条	詐欺行為	D
333	実用新案法	第60条	秘密の漏示	D

条ずれ

法律名変更
条ずれ

330	意匠法	第70条	詐欺行為	D
331	意匠法	第73条	秘密の漏示	D
332	商標法	第79条	詐欺行為	C
333	半導体集積回路の回路配置に関する法律	第52条	詐欺行為	D
334	半導体集積回路の回路配置に関する法律	第53条	秘密の漏示	D
335	工業所有権に関する手続等の特例に関する法律	第12条	秘密の漏示	D
336	不正競争防止法	第21条第1項	不正の利益を得る目的での営業秘密の使用等	C
337	種苗法	第68条	詐欺行為	C
338	弁理士法	第79条	弁理士又は特許業務法人でない者の業務の制限違反等	D
339	弁理士法	第80条第1項	秘密の漏示	D
340	労働基準法	第117条	労働強制	C
341	労働基準法	第118条第1項(第6条又は第56条に係る部分に限る。)	中間搾取等	D
342	労働基準法	第119条(第3条、第17条又は第61条に係る部分に限る。)	均等待遇違反等	D
343	職業安定法	第63条	暴行等による職業紹介、労働者供給等	C
344	職業安定法	第66条(第9号に係る部分に限る。)	秘密の漏示	F
345	児童福祉法	第60条第1項	児童に淫行をさせる行為	C
346	児童福祉法	第60条第2項	児童の夜間使用等	C
347	児童福祉法	第61条	児童相談所において相談に従事した者等による秘密の漏示	D
348	児童福祉法	第61条の2第1項	保育士による秘密の漏示	D
349	児童福祉法	第61条の3(第21条の12、第25条の5に係る部分に限る。)	子育て支援事業に係る調整の事務に従事する者等による秘密の漏示等	D
350	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	第18条の2第1項	接客従業者に対する拘束的行為の規制違反	F
351	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	第28条第11項(第18条の2第1項に係る部分に限る。)	店舗型風俗特殊従業者に対する拘束的行為の規制違反	F
352	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	第31条の3第1項(第18条の2第1項に係る部分に限る。)	無店舗型風俗特殊従業者に対する拘束的行為の規制違反	F
353	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	第35条の3	受託接客従業者に対する拘束的行為の規制違反	F
354	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	・第49条(第4号(第26条の規定による処分(同法第18条の2第1項又は第22条(第3号又は第4号に係る部分に限る。))の規定に違反した行為に係る部分に限る。) ・第30条の規定による処分(同法第28条第11項において準用する第18条の2第1項又は第28条第12項(第9号に係る部分に限る。))の規定に違反した行為に係る部分に限る。 ・第31条の5第1項若しくは第2項の規定による処分(同法第31条の3第3項(第1号に係る部分に限る。))の規定に違反した行為に係る部分に限る。 ・第31条の6第2項第2号若しくは第3号の規定による処分(同法第31条の3第1項において準用する第18条の2第1項又は第31条の3第3項(第1号に係る部分に限る。))の規定に違反した行為に係る部分に限る。 ・第31条の15の規定による処分(同法第31条の13第2項(第3号又は第4号に係る部分に限る。))の規定に違反した行為に係る部分に限る。 ・第31条の20の規定による処分(同法第31条の18第2項(第1号に係る部分に限る。))の規定に違反した行為に係る部分に限る。 ・第31条の21第2項第2号の規定による処分(同法第31条の18第2項(第1号に係る部分に限る。))の規定に違反した行為に係る部分に限る。 ・第34条第2項の規定による処分(同法第32条第3項において準用する第22条(第4号に係る部分に限る。))の規定に違反した行為に係る部分に限る。又は第35条の4第2項若しくは第4項第2号の規定による処分(同法第35条の3の規定に違反した行為に係る部分に限る。))に係る部分に限る。	営業停止命令違反	D

334	意匠法	第70条	詐欺行為	D
335	意匠法	第73条	秘密の漏示	D
336	商標法	第79条	詐欺行為	C
337	半導体集積回路の回路配置に関する法律	第52条	詐欺行為	D
338	半導体集積回路の回路配置に関する法律	第53条	秘密の漏示	D
339	工業所有権に関する手続等の特例に関する法律	第12条	秘密の漏示	D
340	不正競争防止法	第21条第1項	不正の利益を得る目的での営業秘密の使用等	C
341	種苗法	第68条	詐欺行為	C
342	弁理士法	第79条	弁理士又は特許業務法人でない者の業務の制限違反等	D
343	弁理士法	第80条第1項	秘密の漏示	D
344	労働基準法	第117条	労働強制	C
345	労働基準法	第118条第1項(第6条又は第56条に係る部分に限る。)	中間搾取等	D
346	労働基準法	第119条(第3条、第17条又は第61条に係る部分に限る。)	均等待遇違反等	D
347	職業安定法	第63条	暴行等による職業紹介、労働者供給等	C
348	職業安定法	第66条(第9号に係る部分に限る。)	秘密の漏示	F
349	児童福祉法	第60条第1項	児童に淫行をさせる行為	C
350	児童福祉法	第60条第2項	児童の夜間使用等	C
351	児童福祉法	第61条	児童相談所において相談に従事した者等による秘密の漏示	D
352	児童福祉法	第61条の2第1項	保育士による秘密の漏示	D
353	児童福祉法	第61条の3(第21条の12、第25条の5に係る部分に限る。)	子育て支援事業に係る調整の事務に従事する者等による秘密の漏示等	D
354	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	第18条の2第1項	接客従業者に対する拘束的行為の規制違反	F
355	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	第28条第11項(第18条の2第1項に係る部分に限る。)	店舗型風俗特殊従業者に対する拘束的行為の規制違反	F
356	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	第31条の3第1項(第18条の2第1項に係る部分に限る。)	無店舗型風俗特殊従業者に対する拘束的行為の規制違反	F
357	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	第35条の3	受託接客従業者に対する拘束的行為の規制違反	F
358	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	・第49条(第4号(第26条の規定による処分(同法第18条の2第1項又は第22条(第3号又は第4号に係る部分に限る。))の規定に違反した行為に係る部分に限る。) ・第30条の規定による処分(同法第28条第11項において準用する第18条の2第1項又は第28条第12項(第9号に係る部分に限る。))の規定に違反した行為に係る部分に限る。 ・第31条の5第1項若しくは第2項の規定による処分(同法第31条の3第3項(第1号に係る部分に限る。))の規定に違反した行為に係る部分に限る。 ・第31条の6第2項第2号若しくは第3号の規定による処分(同法第31条の3第1項において準用する第18条の2第1項又は第31条の3第3項(第1号に係る部分に限る。))の規定に違反した行為に係る部分に限る。 ・第31条の15の規定による処分(同法第31条の13第2項(第3号又は第4号に係る部分に限る。))の規定に違反した行為に係る部分に限る。 ・第31条の20の規定による処分(同法第31条の18第2項(第1号に係る部分に限る。))の規定に違反した行為に係る部分に限る。 ・第31条の21第2項第2号の規定による処分(同法第31条の18第2項(第1号に係る部分に限る。))の規定に違反した行為に係る部分に限る。 ・第34条第2項の規定による処分(同法第32条第3項において準用する第22条(第4号に係る部分に限る。))の規定に違反した行為に係る部分に限る。又は第35条の4第2項若しくは第4項第2号の規定による処分(同法第35条の3の規定に違反した行為に係る部分に限る。))に係る部分に限る。	営業停止命令違反	D

条ずれ

355	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	第50条第1項(第4号(第22条第1項第3号又は第4号(第32条第3項において準用する場合を含む。))に係る部分に限る。)、第5号(第28条第12項第3号に係る部分に限る。)、第6号、第8号(第31条の13第2項第3号又は第4号に係る部分に限る。))又は第9号に係る部分に限る。)	禁止行為等	D
356	売春防止法	第6条	売春の周旋等	D
357	売春防止法	第7条第1項、第3項(第1項に係る部分に限る。)	困惑等による売春・同未遂	C
358	売春防止法	第7条第2項、第3項(第2項に係る部分に限る。)	脅迫等による売春・同未遂	C
359	売春防止法	第8条第1項	対価の收受等	C
360	売春防止法	第8条第2項	親族関係による影響力を利用した対価の提供の要求	C
361	売春防止法	第9条	売春させる目的での前貸等	C
362	売春防止法	第10条	売春をさせる契約・同未遂	C
363	売春防止法	第11条第1項	場所の提供	C
364	売春防止法	第11条第2項	場所を提供する業	C
365	売春防止法	第12条	売春をさせる業	C
366	売春防止法	第13条第1項	場所を提供する業に要する資金等の提供	C
367	売春防止法	第13条第2項	売春をさせる業に要する資金等の提供	C
368	児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律	第4条	児童買春	C
369	児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律	第5条第1項	児童買春周旋	C
370	児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律	第6条第1項	児童買春勧誘	C
371	児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律	第7条第2項、第3項(輸入に係る部分を除く。)、第4条	児童ポルノ提供等	C
372	児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律	第7条第6項、第7項(輸入に係る部分を除く。)	不特定多数の者への児童ポルノ提供等	C
373	児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律	第8条第1項、第3項(第1項に係る部分に限る。)	児童買春等目的人身売買・同未遂	C
374	職務に關して知り得た秘密を漏らすことを禁止する法令の規定(法第10条第1項の規定を除く。)	に違反する行為で1から374までに掲げる行為以外のもの		O
375	法以外の法令の規定に違反する行為で1から374までに掲げる行為以外のもの(罰金以上の刑が定められている罰則の適用があるものに限る。)			O
376	法以外の法令の規定に違反する行為で1から374までに掲げる行為以外のもの(罰金以上の刑が定められている罰則の適用があるものを除く。)			I
377	1から376までのいずれかに掲げる法令違反行為(罰則の適用があるものに限る。)を教唆し、若しくは補助する行為又は当該行為を教唆する行為			当該法令違反行為に係る分類と同一の分類

359	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	第50条第1項(第4号(第22条第3号又は第4号(第32条第3項において準用する場合を含む。))に係る部分に限る。)、第5号(第28条第12項第3号に係る部分に限る。)、第6号、第8号(第31条の13第2項第3号又は第4号に係る部分に限る。))又は第9号に係る部分に限る。)	禁止行為等	D
360	売春防止法	第6条	売春の周旋等	D
361	売春防止法	第7条第1項、第3項(第1項に係る部分に限る。)	困惑等による売春・同未遂	C
362	売春防止法	第7条第2項、第3項(第2項に係る部分に限る。)	脅迫等による売春・同未遂	C
363	売春防止法	第8条第1項	対価の收受等	C
364	売春防止法	第8条第2項	親族関係による影響力を利用した対価の提供の要求	C
365	売春防止法	第9条	売春させる目的での前貸等	C
366	売春防止法	第10条	売春をさせる契約・同未遂	C
367	売春防止法	第11条第1項	場所の提供	C
368	売春防止法	第11条第2項	場所を提供する業	C
369	売春防止法	第12条	売春をさせる業	C
370	売春防止法	第13条第1項	場所を提供する業に要する資金等の提供	C
371	売春防止法	第13条第2項	売春をさせる業に要する資金等の提供	C
372	児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律	第4条	児童買春	C
373	児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律	第5条第1項	児童買春周旋	C
374	児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律	第6条第1項	児童買春勧誘	C
375	児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律	第7条第2項、第3項(輸入に係る部分を除く。)、第4条	児童ポルノ提供等	C
376	児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律	第7条第6項、第7項(輸入に係る部分を除く。)	不特定多数の者への児童ポルノ提供等	C
377	児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律	第8条第1項、第3項(第1項に係る部分に限る。)	児童買春等目的人身売買・同未遂	C
378	職務に關して知り得た秘密を漏らすことを禁止する法令の規定(法第10条第1項の規定を除く。)	に違反する行為で1から377までに掲げる行為以外のもの		O
379	法以外の法令の規定に違反する行為で1から377までに掲げる行為以外のもの(罰金以上の刑が定められている罰則の適用があるものに限る。)			O
380	法以外の法令の規定に違反する行為で1から377までに掲げる行為以外のもの(罰金以上の刑が定められている罰則の適用があるものを除く。)			I
381	1から380までのいずれかに掲げる法令違反行為(罰則の適用があるものに限る。)を教唆し、若しくは補助する行為又は当該行為を教唆する行為			当該法令違反行為に係る分類と同一の分類

条項修正

条項修正